

平成25年第5回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成25年12月18日																																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																														
開 会 （ 開 議 ）	12月18日午前9時0分宣告（第3日）																																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 井 戸 太 郎</td> <td>2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>10 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>11 番 繁 田 智 子</td> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎	11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																																		
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																																														
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																																														
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																																														
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																																														
9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎																																														
11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																																														
欠 席 議 員	な し																																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 参 事</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>岡 田 守 男</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>浦 井 久 嘉</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>末 永 潤 子</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	上 田 武 司	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至	都 市 建 設 課 参 事	岡 田 守 男	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容	政 策 推 進 課 主 幹	巳 波 規 秀	政 策 推 進 課 主 幹	浦 井 久 嘉	住 民 生 活 課 主 幹	中 村 九 啓	健 康 保 険 課 主 幹	辰 巳 育 弘	健 康 保 険 課 主 幹	末 永 潤 子	福 祉 課 主 幹	今 田 良 弘
町 長	岩 崎 万 勉																																														
副 町 長	山 中 淳 史																																														
教 育 長	森 井 惠 治																																														
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																																														
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																																														
理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇																																														
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																																														
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																																														
税 務 課 長	経 堂 裕 士																																														
住 民 生 活 課 長	城 光 良																																														
健 康 保 険 課 長	上 田 武 司																																														
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																																														
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																																														
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																																														
総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至																																														
都 市 建 設 課 参 事	岡 田 守 男																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容																																														
政 策 推 進 課 主 幹	巳 波 規 秀																																														
政 策 推 進 課 主 幹	浦 井 久 嘉																																														
住 民 生 活 課 主 幹	中 村 九 啓																																														
健 康 保 険 課 主 幹	辰 巳 育 弘																																														
健 康 保 険 課 主 幹	末 永 潤 子																																														
福 祉 課 主 幹	今 田 良 弘																																														

	都市建設課主幹	大 辻 孝 司
	都市建設課主幹	竹 吉 一 人
	観光産業課主幹	寺 口 浩 代
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	西 脇 洋 貴
	主 幹	田 中 裕 美
	主 任	竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

平成 2 5 年 第 5 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日 (水)
午 前 9 時 開 議

日程第 1 一 般 質 問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
9	12番	馬本 隆夫	1 平群駅前に（仮称）文化センターの建設を 2 近鉄生駒線の危険な竜田川9号踏切について 3 竜田川駅にスロープの設置を 4 エアコン未設置の各小中学校に導入計画を 5 集会所新築・増改築等の支援制度の拡充を 6 人間ドックの助成制度の充実を 7 道の駅前の国道敷地トイレ改修を
10	11番	繁田 智子	1 災害時における職員の活動体制と訓練について 2 指定避難所との協定について 3 地域生活支援事業実施要綱の全部改正について
11	4番	森田 勝	1 町内の近畿自然歩道の活用は 2 あいさつ・声かけ運動を推進しては

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

おはようございます。連日御苦労さまです。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成25年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に8名の議員の一般質問が終わっております。本日は3名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号9番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告どおり7点についてお尋ねをいたします。

第1点目、平群駅前に（仮称）文化センターの建設を。

平群駅周辺を本町の玄関口にふさわしい中心市街地に整備し、活気とにぎわいのある住みよいまちにと、平成18年12月5日に平群駅西駅土地区画整備事業として事業認可、組合認可、設立認可を受け、完了目標は平成29年度に向け工事中であります。また、土地利用計画のもと住環境の悪化を未然に防止するために合理的な土地利用計画のもとに建築物の規制、誘導を積極的に推進し、利便性と快適の魅力ある市街地形成を図る目的として、1、住宅を中心とした一般住宅地区、2、沿道利用者のサービス施設を誘導する沿道利用サービス、C地区並びに駅前という利便性を生かした都市的サービス施設を誘導する駅前センター、AB地区に細分化した地区計画設定をされました。当初、提示されていたイメージパースの駅前センター地区ABは、本地の中心核であり、駅前という利便性を生かした共同住宅や都市的サービス施設と駅前にふさわしい街並みの形成を図る建築物の整備されたイメージパースが掲示されておりましたが、事業が進むにつれ、大きくかけ離れた街並みに住民からも疑問視されております。特に、ABC地区の地権者は、現位置換地が基本であり、一般住宅が建設されても法的には違法ではありませんが、平群駅周辺における魅力ある主要生活拠点の形成として都市計画法に基づく地区指定の区域割でも、特に近

隣商業区域に誘致等が欠けており、生活関連施設の協力を求めるべきと思います。

A B C 地区の現状は、駅前センター A 地区には金融機関が建設され、また公共交通の核として平群駅前広場が平成 27 年度に完成をします。C 地区は、既に既存の電器店、金融機関、食料店等が建設をされます。組合では、生活関連施設の誘導に努力されておられると聞いておりますが、現在、国道 168 号線バイパス開通後、道の駅、医療モール、金融機関、書店、コンビニ、レストラン、スーパー、ガソリンスタンド、薬店等の商業サービス施設があり、また、都市計画マスタープランに基づき、国道 168 号線バイパス沿道の約 17 ヘクタールが市街化調整区域から市街化区域に平成 23 年 5 月 10 日に線引き、見直しが告示決定され、大型のショッピングセンター、ホームセンター等が出店の予定であります。今後は、国道 168 号線バイパス沿道に生活関連施設が集中し、住民の流れがより一層バイパス沿道に集中すると予想される状況では、平群駅西土地区画整理区域内の A B C 地区に生活関連施設の誘致は、現状のままではなかなか難しく、今後も大きな期待はできないと思います。

町長は、老朽化した中央公民館を A B C 地区に（仮称）文化センター構想並びにデベロッパーによるマンション誘致も考えておられます。組合施行の平群駅西土地区画事業においては、保留地処分金を主な財源として、当初、借入金等を持って手当した事業費を後日の保留地処分で返済する収支計画が一般的な経営であり、現在、保留地処分先が決定されておられません。また、4 年後の平成 29 年度には約 3,000 平米の保留地処分が予定をされております。

そこで、財政難のまちであります。保留地を（仮称）文化センター建設予定地として平成 29 年度までに仮契約し、平成 29 年度に支払い財政計画を立てることにより、マンション等の生活関連施設等の誘致が容易になるのではないかと思います。また、遅れている土地区画整理事業もスムーズに進むことも大いに期待されます。私は、まずは公共施設を建設することが現在の市街地開発における平群駅西土地区画整理事業が成功裏の重要な要因といっても私は過言でないと思いますが、どのようにお考えですか。

2 点目です。近鉄生駒線の危険な竜田川 9 号踏切について。

平群駅西土地区画整理事業において、平成 27 年度に平群駅前広場が完成後、平群駅前の南北車道が廃止され、全面歩道となります。現在、平群駅より南の下垣内住民等は、バイパス沿いの買い物、給油、通院、銀行等の用事や生駒方面へ向かう場合はなくてはならない生活道路として利用されており、南北車道がなくなることにより迂回しなければならず、無駄な時間、燃料等を費やし、現状と比べて大幅に利便性が失われます。また、不便を感じた住民等がバイパ

スへ出る場合、周辺の狭隘な道路と年に数台の脱輪事故が発生している平群駅南の踏切を利用し、また、いままで以上の通行量が増え、さらに危険な踏切となることが新たな問題として想定をされます。現時点においても危険な踏切の重大な事故回避と地域住民等の安全と利便性向上に向け、竜田川9号踏切周辺の整備が早急に求められております。

そこで、お尋ねいたします。危険な竜田川9号踏切について、今日までの近鉄との協議について。

2点目、今後の見通しについてであります。

続きまして、大きな3点でございます。竜田川駅周辺にスロープの設置を。

近鉄生駒線は、状況客の減少によりワンマン運行、一部駅の無人化となりました。町内4駅での改札口からホーム間を利用されている高齢者、障がい者等の移動施設と周辺の現状は。

1番、東山駅は、菊美台の開発に伴い、駅舎並びに駅前広場が整備され、エスカレーター設置及び駅員が配置をされております。元山上口駅では、無人で駅舎と駅前広場が整備され、スロープが設置をされております。平群駅は、駅西土地地区画整理事業により平成27年度に駅前広場が整備され、生駒方面はホームが高低差がないが、王寺方面行のホームの対応は駅員がされております。竜田川駅は、無人で高低差があり、スロープもなく、4駅の中で一番利用しにくく危ない駅であります。また、乗降客東側は、車両の通行並びに歩行者にとって狭隘な危険な道路であります。現在、駅前開発の計画もありません。竜田川駅の現状を踏まえ、周辺8自治会が昨年8月、9月にかけて、近鉄竜田川駅の空調つき待合室設置並びにスロープ設置等の要望署名活動を実施され、翌月の10月1日に1,894名の要望署名を平群町は近鉄王寺駅の駅長さんに提出され、その後、11月1日に要望事項に対する回答を近鉄本社から2名と王寺の駅長さんが来庁され、スロープの設置については、バリアフリー法の趣旨に基づき1日平均利用者が3,000人以上ある駅については、国、地方自治体の補助金対応を前提として平成32年度まで段差解消の整備に取り組んでいる。しかし、一部主要駅を含め、数多くの駅が未整備で残っているのが現状である。よって、竜田川駅については、バリアフリー整備基準の利用数に達していないため、現在のところスロープ等の段差解消の整備計画はないと口頭で報告をされました。私は、近鉄生駒線と類している近鉄田原本線の王寺駅と田原本駅を除いた無人駅6カ所のスロープの現状を視察をしてまいりました。現状では、段差解消の整備の要らないと思われる駅は4駅、また、段差解消の整備が必要な駅は2駅でありました。2駅は、王寺駅に近く利用される高齢者、障がい者にとっても一定の対応はしやすいと思います。近鉄田原本線2駅に比べ、

竜田川駅は王寺駅から見て立地的に悪く、利用される高齢者、障がい者にとっても迅速な対応は難しいと思います。4駅のうち3駅が駅前広場におおむね整備されましたが、竜田川駅整備並びに駅前開発の予定もなく、このような状況でも病院、買い物、通院、通学等、ぜひとも利用しなければならない方々がたくさんおられますが、現状の駅のままでは利用者は減にもつながり、周辺地域の衰退にもつながりかねないと危惧をしております。

竜田川駅は、高齢者、障がい者等の移動等円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法を新法と言いますがの基準に該当はしておりませんが、国の基本方針では、基準には該当しなくても地域の実情に鑑み、利用者数のみならず高齢者、障がい者の利用の実態を踏まえ、可能な限り実施とあります。基準には該当していないから平群町としては取り組みはできませんでは公共福祉の向上に反し、住民の信用を失墜し、責務の回避とも疑われかねないと思います。私は、逆に基準に該当しなくても地域の実情に鑑み、利用者数のみならず高齢者、障がい者の利用実態を踏まえ、可能な限り実施とあるように、まず、高齢者、障がい者等の利用実態の調査等に取り組み、近鉄と協議し、一日も早く高齢者、障がい者の利用者にとっては、移動が困難で危ない状況の改札口からホーム間がスムーズに移動できるよう、スロープの設置をすべきと思いますが、どのようにお考えですか。

4点目でございます。エアコン未設置の各小中学校に導入計画を。

平群町の各小中学校でのエアコン設置状況は、保健室、一部の音楽室、パソコン室、事務室、校長室、職員室等にはエアコンが設置されておりますが、各普通教室には、暖房機器と2台の扇風機が設置されておりますが、エアコンは設置されておられません。東、西小学校再編により現在の東小学校は平成25年、26年度の2カ年で大規模改造工事が実施されております。改修計画は重油による暖房器具をガス器具に変更のみで、扇風機はそのままとの説明がありましたが、ガス暖房機器設置によりエアコン設置のほうが安価とのことから、来年度より平群小学校の普通教室は、エアコンが稼働し、高温多湿な夏期に長時間使用する普通教室においては、学習に対する集中力不足、また健康への影響も懸念されていましたが、通常の学習はもちろんのこと、夏休みの期間においての夏期学習や学童保育等にも良好な学習環境が図れるようになります。地球温暖化に伴い、日本も毎年のように猛暑と暖冬の異常気象が続いており、私は、各小中学校に学習環境の改善を図るために普通教室等のエアコンを設置すべきと提案してまいりましたので、今回の行政判断を高く評価し、感謝をしております。

現在、小学校施設整備の中で、南小学校の大規模改造工事は未実施で、北小

学校、中学校においては、一部実施されております。また、耐震化の進捗状況は東、西小学校の体育館のみ残っております。西小学校は、今年度をもって廃校となり、実質は東小学校の体育館のみとなりますが、耐震診断は既に終わっており、平成26年度に耐震実施設計し、平成27年度に耐震化の工事予定を今議会でも報告をされました。

奈良県内公立小学校、中学校のエアコン設置状況は、ちょっと古いデータでございますが、平成22年10月時点では小学校4.7%、中学校は3.3%であります。また、現在、広域7カ町の設置状況は、ゼロであります。今回、平群小学校の普通教室に初めて設置をされるわけでございます。そこで、将来の平群を担っていただく小中学校には、よい環境で教育を受けることは、学生はもちろんのこと、保護者の願いでもあり、全ての学生にとってよい学習環境を、平群町は公正平等に提供する責任があります。したがって2小学校、中学校にエアコンの導入を計画すべきと思いますが、いかがお考えですか。

5点目でございます。集会所新築増改築等の支援制度の拡充を。

災害発生時の避難所には、対象地域を指定した指定避難所、福祉避難所、広域避難所があります。また、自治会の集会所や公民館等には、一時集合場所となっております。多くの犠牲者を出した2011年3月11日に発生しました東日本大震災発生後、南海トラフ巨大大地震への懸念が浮上し、日本政府は、南海トラフと巨大大地震対策検討ワーキングチームの設置、2012年7月には中間報告、南海トラフで想定される規模は、マグニチュード8から9クラス、30年以内の発生率は60%から70%、東日本大震災を超える国難とも言える巨大大地震と報道されました。

いざというときに、自分たちの命は自分たちで守る自主防災意識を持ち、日ごろから地域のコミュニティーを大切にし、助け合うことのできる地域づくりとして一部自治会では、自主防災組織ができています。自主防災本部が置かれる一時集合場所は、災害時に危険を一時的に回避する場所、または集団を形成する場所として自治会内の集会施設や公民館等について指定をしており、災害の状況に応じては、避難所及び広域避難地へ避難させることを前提としており、原則として施設の管理はそれぞれの自治会等が実施されています。施設の維持管理整備事業費については、平群町の集会所の設置に伴う補助規程に基づいて補助金交付を受け、施設維持管理をされております。

一つ、新築及び改築、国県等の補助金を受ける場合は、国はゼロ、県は300万、町は300万、地元からの寄附300万、合計900万を限度とする。補助を受けない場合は、補助対象事業の3分の1以内として300万を限度とする。増改築及び改修の事業は補助対象事業の2分の1以内とし、200万を

限度とする。駐車場整備事業は、補助対象事業の2分の1以内とし、100万円を限度とする。4番目、災害防止事業は、補助対象事業の2分の1以内とし、100万円を限度とするとなっております。

自主防災本部が置かれる一時集合場所は、地域住民の生命、財産を守り、危険な一時的に回避できる、安心のできる集会施設は公民館でなくてはなりません。各自治会が新築、増改築の場合は、地域住民の建設費負担が大きな問題となります。例えば建設費が4,000万で集会所新築もしくは改築した場合、第一として、国県等の補助金を受ける場合、国がゼロであります。県が300万、奈良県に活力あふれる市町村応援補助金交付要綱に基づいて300万を交付されました。町が300万、集会所の設置に伴う補助規程であります。あとは200万、福祉のまちづくり助成事業に伴う補助規程、合計で800万の補助金が交付されます。

もう一つは、国県の補助金を受けない場合は、財団法人自治総合センター1,500万、コミュニティーセンター補助事業、町は300万と福祉の関係で200万、あわせて合計2,000万の補助交付等の制度がありました。奈良県を通じて財団法人自治総合センターへの申請、採択は県内で数カ所の施設しかなく、採択優先要件も必要となっております。このコミュニティーについては、宝くじの関係でございます。集会施設での活動が安心して地域のコミュニティーの育成と住民の自主的な地域交流の推進ができること。また、災害における自主防災本部が置かれ、一集合場所並びに状況に応じては、避難所として住民の生命、財産を守る観点から新築、増改築等の建設費に対し、自治会の軽減負担を図るべきと思います。

そこで、集会所の設置に伴う補助規程と福祉のまちづくり助成事業に伴う補助規程の制度の増額改正を、もしくは新たに防災機能を持った補助制度化の設立をすべきと思いますが、いかがお考えですか。

6点目でございます。人間ドックの助成制度の充実を。

本町で平成5年9月、平群町国民健康保険の被保険者に対して総合健診の受診費用の一部を助成し、被保険者の疾病の早期発見及び生活習慣病、予防等、健康の保持増進を図ることを目的に平群町国民健康保険総合検診事業助成要綱が設立され、当初は、人間ドックに対して一部の助成をされました。その後、脳ドック、がんドックと区別され、拡大され、国保加入者にとっては大変喜ばれているところであります。総合検診事業助成、過去3年間の利用状況は、平成21年度では214件、助成額は438万1,215円、平成22年度、250件で助成額は537万9,450円、平成23年度では264件、助成額は531万6,430円と受診件数は年々増加しております。今後も増加する

ものと思われませんが、現在の助成範囲は、1会計年度いずれのコース1回限りとなっており、3コースのうち1コースしか1年利用することができません。また、助成額も日帰りコースは2万円を限度とし、1泊以上のコースは3万円を限度となっております。対象年齢が40歳以上であること、そして、特定健診を受診していないこと等の条件が課されております。平成23年度平群町国民健康保険特別会計の基金残高は1億5,029円で、財政的に活用できると思います。なお、他の社会保険では、総合検診事業助成制度がされております。

そこで、本町の総合検診事業助成制度について、助成金の増額、1会計年度においてコースの複合利用、対象年齢の拡大、以上3点について平成24年12月議会で一般質問をいたしました。その後、平成25年4月より日帰りが2万円が3万円に、1泊以上が3万円が4万円に増額され、また、受診者対象年齢が40歳以上を30歳以上に拡大され、被保険者の疾病の早期発見並びに生活習慣病予防等、健康の保持増進に一步前進いたしました。現在の助成の範囲は、1会計年度でいずれかのコースの1回限りとするとなっております。3コースのうち1コースしか1年に利用することができません。平成24年度平群町国民健康保険特別会計決算では、国保加入者は前年度より103人増の5,939人で人間ドック受診者は前年度より26件増の290件、助成額は前年度より45万1,255円増の576万7,685円で、また、財政調整基金は前年度より4,100万円増の1億9,096万6,029円となりました。そこで、私は、受診者のより一層の健康補助増進並びに医療費の抑制を図るためにも1会計年度において財政調整基金を活用し、コースの複合利用をできるようにすべきであると思っておりますが、どのようにお考えでございますか。

大きく7点目でございます。道の駅前の国道敷地トイレの施設改修を。

道の駅大和路へぐりは、道路利用者のため休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、道の駅を中心とした地域間が連携する地域の連携機能等三つの機能をあわせもった施設が平成11年8月にオープンし、早くも14年目を迎えております。地元農産物直売所のとれたて市、地域食材供給室、レストラン、特産品販売コーナー、おかずみそ、地元産のサツマイモで製造された焼酎の里の恵や梅を利用した幸福の梅酒等の加工品等が販売されております。また、さまざまなイベントも開催され、多くの方々に利用していただいております。

道の駅前の道路敷地トイレは、国土交通省の所有で県が管理となっておりますが、建設前に県と平群町の申し合わせにより、平群町が電気、水道の光熱水費、清掃、浄化槽検査、清掃管理費、消耗品等の維持管理費は町が負担し、平群町地域振興センターに管理委託をしております。道の駅大和路へぐりは、平

群町にとっては南の玄関にもなり、特にトイレは、観光バスや乗客や道路利用者には欠かせない重要な施設であるとともに、集客効果を上げる施設でもあります。そこで、高速道路のパーキングや各道の駅のトイレは、主に同敷地内の両サイドかセンターに位置をしておりますが、本町の場合は、国道敷地内にトイレがあり、道の駅正面に位置し、他の施設よりも三つの機能を持たせた施設として、私は一部トイレの位置は疑問視する部分があります。現在、維持管理の面では、利用者の不満が高い、においがする、また、暗いとかいう対策として、トイレにつきましては、1日1回の日常清掃と2回のチェックをさせていただいて、汚れていればその場でその都度清掃をさせていただいておりますが、建設して14年経過をしております、改修する時期でもあると思います。利用者にとって安心、安全、清潔な利用しやすい魅力ある公衆トイレの提供を進める必要があると思いますが、どのようにお考えでございますか。

以上、7点について明確な御答弁をひとつよろしくお願いいたします。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、馬本議員からいただきました質問にお答えをさせていただきます。ただいま議員がお述べになりましたように、平成18年に事業認可をいただきました。12年の事業計画の中で、はや8年が経過をしようとしております。事業進捗で申しますと、24年度事業費ベースで約50%、本年度末では10%増の約60%に近づく予想をいたしております。いよいよ終盤へと差しかかってまいります。現在、平成27年度に駅前線及び駅前広場の築造を目標といたしまして、換地計画、造成計画、移転計画と鋭意努力がされております。

そのような中で、馬本議員から保留地に（仮称）文化センター用地にと御提案をいただいております。言うまでもなく保留地処分は、区画整理事業にとって換地計画と同様に生命線であります。組合設立認可、事業認可の際に、まず、保留地処分先を確定させることが要件の一つに挙げられております。幸い、平群駅の場合、約6,000平米の保留地のうち約3,000平米が地権者のつけ保留地として売却見込みでありましたので、事業認可をいただけたという非常に重要な要件ともなっております。また、保留地の売却先が確定するということは、組合事業にとって事業費の確保ということから、不安要素の払拭にもつながりますし、保留地の場所が確定することになりますと、今後の換地計画におきましても、事業進捗におきましても影響を及ぼしてまいります。さらには、現在進めておりますまちの活性化に向けた企業誘致活動にも拍車がかかると予想されます。

以上のことから、事業担当部局、さらには事業施行者である区画整理組合にとりますと願ったりかなったりと言わざるを得ません。ただ、町といたしましては、数々の検討課題が山積いたしております。(仮称)文化センター建設という公共施設整備計画あるいは政策的なもの、時期的な問題、何よりも財政的な課題もございます。議員からいただきました御提案につきましては、前向きに受けとめさせていただきまして、行政内部に組織しております機関の中で協議をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

馬本君。

○12番

御苦労さんです。実はね、このごろ、先ほどパースと、イメージパースと違ったということをいろいろ住民からも私も聞きます。皆さんもそのとおり思っておられる方、たくさんおいでになります。一般質問でもそういう質問も出ます。僕自身、非常にちょっと反省せねばならないことが一つあります。この議会ではっきり言うときます。駅前開発、駅前開発と言いますけども、東山はどうでしょう。駅舎きちっとさらになつたでしょう。元山上口駅はどうですか。駅舎もきちつとなってます。この平群駅については、近鉄は組合員でございます。組合員でもありますけども、駅舎が計画区域には入っていない。これが私は、私自身ですよ、そのときにいろいろ議会で出たときに、えらいミスしたなというふうに私は個人的に反省をしております。駅舎が菊美台並びに元山上口の駅のようになっておれば、こんなようないろんなことは、住民に対する疑問視されることは、僕はある程度は軽減されたんじゃないかなというふうに反省もしております。よって、18年12月5日に事業認可、組合の認可の手續、設立の承認の手續を受けられたとき、僕も議会議員でございまして、いまから考えると、この事業は時期尚早であったというふうに私自身は思っております。なぜならば、近鉄の、組合員でありながら近鉄の駅舎を改修しなかったということに大きな僕は反省をしております。

それで、いま参事がおっしゃった、答弁していただきましたけれども、まだ保留地がどこになるかということが決まっていない。しかし、僕らたちは18年、その当時は保留地はここですよという位置づけは皆さんもらいました、書類で。私も記憶にちゃんと残っております。けれども、現実には8年間たつてまだできていない。保留地の位置ですらできていない、まだ救いをつけ保留地処分が6,000保留地を予定していたところが3,000、地権者がつけ保留地

として買っていただいたということで、非常にその点は救いじゃないかなというふうに思います。

しかし、住民は、いろいろ駅前におうち、出たところにおうちあるやないかとか、いろんな御不満出るのは当然のことであろうと思います。それは、先ほど言うたように駅舎が、ちゃんと駅舎も近鉄も含みながら駅舎を区域内に入れておれば、計画区域内に入れればこんなことなかったんじゃないかなというふうにもう反省はしているということですよ。なぜ近鉄も組合員でありながら駅舎のどこに入っていない。ましてトイレ見てください。今度近鉄の話をするんじゃないけども、平群西土地区画整理がきれいにされるでしょう。平群の駅を利用されておられる方々が、おトイレを利用された方、よそからお越しになった方、イメージどうでしょう。またこの問題は別として、今度改めて議会でまた一般質問させていただきますけども、非常に平群の玄関と言いながら恥ずかしい次第であるなというふうに思います。それはそれとして、非常に反省しているのはそういうことでございます。

それで、あえて財政厳しい折に、私があえてここで言うたのは（仮称）文化センターへ、あこへ持って来たらどうやということを一一般質問されてる議員さんもおられます。高幣議員さんも一般質問されておられます。町長は町長で、この間、住民説明会でも質問いたして御答弁をされました。よう考えてくださいよ、町長。168号線バイパスが市街化調整区域から市街化区域17ヘクタールを線引き変更されて、大型店舗が2店舗来る、3店舗来るはちょっとわかりませんが、いま予定されているのは2店舗されている。どうしても集客力が、集客は向こうへ行くんですよ。にもかかわらず駅前へ誘致しなさい、企業を誘致しなさい、商売の方に誘致、非常に難しい話でっせ、町長。けれども、それをせねばならないのが町長の使命や。となれば、町長、文化センターも耐震診断もしていない中央公民館ね、診断もしてないでしょう。やっぱりいち早く、そのためにも駅前開発、遅れてますよ、現実。それをスムーズに以降、遅れを取り戻そう、それともう一つは、企業誘致を持ってこうということは、公共施設を建てることしか僕はないんじゃないかなというふうに私は思ってます。よって、仮契約、仮契約でっせ、をしてそこへ文化センター的な、町長が構想されているやつを僕は誘致すべきやと。にもかかわらず、それせえへんかったらはっきり言いまっせ。駅前開発は誘致したって企業は来ませんよ、はっきり言って。代償合わない、採算合わへんかったら赤字で来ませんよ。皆向こうへ行きますよ、バイパス。75億と言われるお金を投資しながら、まして近鉄の駅舎も入れていなかった。これは僕の反省やで。それを取り戻すんじゃないけども、やっぱりそれはそれで今後近鉄とまたお話していただくことは別と

してね、町長、やっぱり公共施設をね、皆さん住民が集う場所、やっぱり持ってくるのが僕はベターじゃないかなと思いますねけど。もう過去のことは別として、これから前向きにやっていって、ああ、やっぱり75億、80億とも言われる金を投資してよかったなど。地域住民はもちろんのこと、地域住民外の方も、そうして評価していただくためにも町長、一定の部分をね、早く西土地区画組合に保留地を、確保の位置を決定していただき、そして、町としての一定のそこを文化センター的な公共施設を建設するという構想を持ちながら、町長、その点はどう思っておられます。

○議 長

町長。

○町 長

平群町の住民サービスの拠点であります図書館と公民館機能ですね、それにつきましても、現在の状況では非常にまずいというふうに考えておられて、平成23年あたりから住民説明会資料に構想として図書館並びに文化センターの構想を掲げさせていただいております。次の大きな平群町の事業としては、それがあのかなというふうに思っております。つきましては、位置的には、議員御指摘のとおり平群駅前に持ってくるのが一番いいかなと。それは、平群駅が平群町の中心地であるということも踏まえましてですね、この土地区画整理事業で行っておりますこの事業の効果を最大限に引き出すことにつながっていくと。そのことによって平群町全体が活性化するというふうに考えておりますので、図書館等文化センターにつきましても、駅前に持っていきたいというふうに考えております。つきましては、その大きな土地が必要でございますので、議員御指摘のとおり保留地を町で確保するということが非常に大事になってくると思っております。そのことが仮契約という形になるかどうかは、ちょっといま即断できませんけども、そういうことも含めましてしっかり組合と協議してまいりたいというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

それが仮契約なんですよ、町長。いまおっしゃったのが仮契約なんですよ、議場やから。会議録載るんやから、僕はそうとってますよ。文書の仮契約言うてないんですよ。僕はきょうは町長ね、仮契約をされたというふうに私はとりますよ。それは私はいいことだと思います。やっぱりね、財政ね、厳しい中、70数億の金、投資して、大変いろんなそれに対していろんなパースのイメージが違ふとか、いろんな疑問視され、その中においてね、大変なときと思いま

す。財政も厳しいと思います、町長。けれどもね、いまもう過去のことは過去として、もう前向きにね、やっぱりそうして集客力、集客するような施設を持って来て、まちの活性化し、公共交通の中心の核となっている広場もできるとでございますので、住民にとって利便性のいい施設でもあると私は思います。せやから、町長はそうしてきょう議会で、そういうふうに私は仮契約していただいたなというふうに認識をいたしましたので、ひとつ今度は組合とまたお話しされ、早く、一日も早く保留地の確定をしていただきますようお願いを申し上げます。この質問はこれで結構です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、2点目の御質問にお答えをいたします。

御質問いただいております竜田川9号踏切の状況につきましては、町としましても十二分に把握をしております、幅員が狭隘で数回の脱輪が発生したということにつきましても、地元の自治会から報告を受けておるところでございます。町としまして、このような状況も踏まえ、昨年5月から鉄道事業者の近鉄並びに地元の自治会と数回の協議を重ねてまいりました。踏切とその周辺について、どのような安全対策を講じていくのか、事業手法も含めまして検討をしているところであります。軌道敷につきましては、一定の工法案については近鉄のほうに提示をしていただくように要請をしているところであります。

今後につきましても継続して近鉄と協議を進める中で事業費の算出、それと費用負担の問題、さらに、補助事業等の検証も行う中でできるだけ早い時期に方向性を示し、当該踏切周辺の安全対策を含む周辺整備につなげてまいりたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

まず1点目については、いままでの近鉄の協議についてということで昨年の5月から数回近鉄と御協議いただきまして、まず、それについては感謝を申し上げます。

そこで、お聞きしますけれども、踏切の拡幅というのは非常に至難の業でございますので、いま課長がおっしゃったように踏切周辺整備と、僕も質問でそこ出しておりますので、周辺整備ということで、敷地内については、おそらく近鉄が事業されると思います、工事になればね。それ以外は町となるんやけど、この事業の敷地、事業費については近鉄、事業、お金ですよ、今度。軌道敷地

内は、近鉄と平群町の事業費なのか、もしくは平群町の事業費となるのか、軌道敷地外はもちろん平群町の負担となりますけども、その点はどっちでっしゃろ。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

再質問にお答えをいたします。

まず、事業主体の関係でございますが、あくまで今回は踏切周辺の安全対策ということでございますので、町が事業主体になるという、そういう想定をしております。

手法としまして、軌道敷につきましては、これは道路の協議というところも必要になりますけども、基本的には鉄道事業者、近鉄のほうで事業実施をしていただくと。あと周辺の取り合い道路については、町で実施するということになるかというふうに思います。

それと、御質問の費用負担の関係でございます。これについてもですね、近鉄とまだその辺の詳細な協議は終えてないので、断言はできないですけども、想定としまして当然、周辺整備を、町で要請するということになれば、町のほうで費用負担を負担をすることが想定されるということでございます。

○議長

馬本君。

○12番

こっちのほうからお願いじゃないけども、言っている話でございますので、その点は理解をしております。事業主体が平群町ということで、その点はやっぱり課長はっきりおっしゃったなというふうに思います。けれどもね、工事についてはおそらく軌道敷地内は近鉄さんがされるでしょう。下水でも皆そう、近鉄さんがされてるわけでしょう。よって、軌道敷地外は平群町のほうで工事はせねばならないというのは基本と思いますけども、大体まだ出てるんか出てないんかわからへんけども、支障ない答えとして積算大体どのぐらいとかいうの、出てなかったら出てないで結構なんですよ。もう一定の補助金とか事業の手法云々とか、先ほどと御答弁いただいたから、もしも支障あったらいかんけども、出てなかったら出てない。いや、ある程度このぐらいかかるんじゃないかなというふうな積算出てたらちょっと御答弁いただけますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

議員も冒頭に述べていただきましたけども、今回については、踏切の拡幅ではなしに安全対策であるという、そういう認識でいただいていると思いますけども、町としましても近鉄のほうに安全対策の手法の、要するに工法案を提示をしていただきたいという、こういうことで協議を重ねているところでございます。具体の手法としまして、要するに規制パネルを設置をして、その分で若干の幅員を確保するという、そういった工法を提示をしていただいているわけですけども、まだ詳細な工事費については出ておりません。ただ、近鉄から聞いておるのは、約、概算でございます、踏切の軌道敷の要するに事業費だけで約1,000万というふうには聞いております。ただ、図面等はまだ提示されてないので、これはおおむねということで御理解いただきたいと思います。

○議長

馬本君。

○12番

ということは見通し、どんな感じでっしゃる。軌道敷地内で約1,000万ぐらいで大体近鉄おっしゃっているということは、ある程度の見通しついたんかなというふうに私は感じました。いや、まだ見通しは遠いですよというのやったら言うていただいたら結構なんですけど、ある程度の見通しはついていますか。というのはね、27年度、もうあこ歩道になってしまいますんでね、大変なことになりますんで、平群駅前が。その点もかねてちょっとお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

具体のその見通しということでございますけども、いま申し上げたのは、あくまで踏切の軌道内の事業ということでございます。当然、要するにその踏切周辺の安全対策を行っていくとすれば、取り合い道路、とりわけ西側の町道の部分です、非常に進入角の部分狭いところあります。したがって、当然のことながら、その辺の部分については、道路の改良、拡幅する中で進入角度を緩和するという、そういったことも検討する必要があると。となれば若干の用地買収が発生してくると。当然のことながら地権者の理解と協力が必要である。また、地元の理解と協力も必要である。そういったことも含めて、この事業については着手するか否かというのは、総合的に判断してまいりたい、このように考えております。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

ちょっとね、僕言うてるのは、近鉄さんの見通しはどうかと、こう聞いてんねん、近鉄さんの協議の見通しは。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

近鉄については、一定、その費用負担の部分がクリアすれば前向きに考えていただくという理解をしています。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

課長、わかりました。あとはもう年間数回の脱輪ある場所でございますんで、より一層そこを利用される方も増えてくる将来ね、こともありますんで、やっぱり住民の生命、財産を守ることが基本でございますので、より一層近鉄さんに、また周辺の地権者並びに方々に御協力をいただくように鋭意努力をお願いをいたします。今回これで結構です。

○ 議 長

3点目、総務防災課長。

○ 総務防災課長

3点目の竜田川駅にスロープの設置についての御質問にお答えいたします。

毎年近鉄本社と近鉄生駒線利用促進協議会を開催し、以前より竜田川駅のバリアフリー化について要望を行ってきたところではありますが、議員述べられたとおり鉄道の駅については、1日平均利用者数が3,000人以上の駅については、平成32年度末までにバリアフリー化することを目標として計画されています。平群町では、平群駅がこの整備の対象となっており、実施に際しては、平群町に対しても一定の費用負担を求められております。

竜田川駅は、利用者が3,000人に達しておらず、バリアフリー整備基準の利用人員に達していないため、近鉄本社では、現在のところスロープ等の整備計画はないとの回答でありました。また、利用者数が3,000人以上の整備する計画となっている駅においても一部主要駅を含め、数多くの駅が未整備で残っている状況であるとも聞いております。議員が述べられたとおり、バリアフリー法の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針では、旅客施設や車両等、これらの施設を設置し、または管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるように努める一般的な責務を課されており、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅について

は、平成32年度までに原則としてエレベーターまたはスロープ等の設置による段差解消について、鉄軌道駅の構造等の制約状況を踏まえ、可能な限り整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、地域の事業に鑑み、実態等を踏まえ、可能な限り実施するとあります。竜田川駅では、駅舎の敷地面積や配置、構造等の制約状況を踏まえると、バリアフリー法の規準に定めるスロープ等傾斜路の設置については、12分の1以下の勾配であることから、駅舎そのものの改修を実施しなければ現在の駅舎のスペースでは設置が困難な状況であります。今後におきましても体の御不自由な方や車椅子御利用の利用者の利便性の向上のためにも、近鉄本社に粘り強く近鉄生駒線利用促進協議会や、その他の会議の場においてもスロープの設置に向けて引き続き交渉してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

課長、日本語になってへんで、答弁。いま皆聞いてておかしいなと思うで。竜田川駅舎、その改修実施せんならん、現在の現状のままではスロープつけられへんよと、あとで何言うたん、今度近鉄、そのいろいろな協議会並びに近鉄との交渉の中で鋭意努力していくって、いまの現状でできへんて何言うて口頭で努力していくの、これ日本語になってへん。ということをまず言いたいねん。

それとね、1,894人の要望署名ね、近鉄さん11月1日に昨年度ですよ、また暑い8月、9月に署名を、7月かな、7、8かな、署名集められて、8月、9月やな、ごめんなさい。これ集めていただいたのがね。それで、ここで8月、9月の間、8自治会の方が暑いとこ、要望署名を集められて、それを近鉄とお話しされて、近鉄王寺駅の駅長さんにその要望書をお渡しされ、それが10月1日。11月1日に近鉄の本社から2名と王寺の駅長さんがお越しになって、バリアフリー法に、基準に合っていないので、竜田川の駅についてはできませんと、これまた口頭でこう言われたという経緯を聞いているわけやけど、そこで、課長がいまくれた答弁それでっか。それがね、こんな言葉悪いけど、温かい血流れてまんのか。ちょっと言い過ぎかわかりませんで。いまのスロープ、いまの竜田川駅の現状では、スロープ一切できません。駅舎を改修すればできますよ。平群町は、駅舎を改修するのに何もあなた触れてへん。今度会うときには、スロープつくってください、スロープつくってくださいって建前で言うのかいな。それではおかしいな。

いま、よう聞いてや。先ほど駅前の、第1回目の質問した文化、駅前の土地

区画整理事業に文化施設持って来いって、来たらどうやという質問1回目させてもうたな。東山の駅はきれいになりましたわな、エスカレーターあるわな。元山上口スロープちゃんとできてるわな。全部見に行ってるわな。田原本線も皆見に行ったで。写真も撮ったあんで、さっきも言うたように。これ平群駅3,000以上やさかいバリアフリー化、平成32年度までやります、近鉄そうおっしゃっているわけやろ。3,000人以上いてはるから。ほんなら竜田川の駅だけそのまま放つときまんのかいな。それとこの間、全協で観光計画か何かこの間もうたな。竜田川の駅を利用するって書いてなかったの、4駅の中。まして時間帯による一方通行やで、前の道、朝。一方通行のあれ時間帯の一方通行ってそれだけ狭隘ということやで。で、駅前の開発もいま予定ないわけや。そしたら竜田川の駅、お年寄りとか障がい者の方な、もう利用しなはんなどということかいな。そこら辺、もう1回再度ね、課長、再度ね、聞いててや、課長。再度お聞きしますけどね、いま現状の施設については、スロープはできません、いまの駅では。いや、今後は近鉄にそのままてつくってくれということ言うために言うたんかいな。もう1回改めて、僕言うてる意味理解してくれるんやったらもう1回答弁できる、この件。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。議員述べられたとおり、平群町内の4駅につきましては、先ほども平群駅については駅前再開発、駅周辺整備事業の中で一応対応していくということ、それから、東山駅については、一定のエスカレーターなり階段等の整備はされているということもございます。元山上駅につきましては、以前の整備の中でスロープが設置されていると。現に竜田川駅に実際現地見てまいりまして、本当に例えばバリアフリー法に基づかない簡易なスロープでもできないのかなというふうに現地も見てまいりました。改札機の入り口につきましては、2.8メートルぐらいの幅しかない。入り口が2.8メートルぐらいの幅しかないということの、その二つの幅の中に実際問題、階段とスロープ両方を設置するというのは、おそらくこの幅員からいっても、特に人が対向する、特に乗りおりする場合の駆け込み乗車もございますので、そういったことから非常に難しいかなと。階段、現在の改札のフラットなところから駅のフラットホームまでの高さが、高低差が約1.5メートル、2メートルはなかったですけど、1.5メートルから2メートルの間ということで、仮に12分の1の勾配であれば、もう20メートルからの延長のスロープになってしまうということ、現在の現状の中の階段を単純に改修することはできな

いというふうに現地を見て行った中で思っております。元山上駅にあるように、何か折り返したような広い敷地でないと実際問題はすることは難しいんじゃないかと。近鉄敷地内の駅の裏側と言いますか、反対側の、ホームと反対側のほうにも軌道敷上にはスペースはあるんですけども、そういった簡易なスペースの中でもスロープをつけないのかなということにつきましても、一定、近鉄に申し入れいたしまして、何かそういった事業費につきましてもですね、検討できないかということで近鉄も申し入れしておるんですけども、近鉄のほうにつきましても実際、工事をする以上は、当然スロープの基準に基づいたスロープでないとできないということで、簡易なものについてはできないというような回答がございました。そういったことから、現実的には竜田川駅の改修そのものをしないとできないのかなということも現在見て来て、感じております。そういったことから交渉の中では、単純にスロープをつけてくれということだけでのスロープの申し出だけではなくて、駅舎そのもの改修そのものにつきましても近鉄さんのほうでは検討していただけないかといった、そういった協議もしてまいらなきゃならないかと感じております。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

いま議場やで、載ってんで、会議録。最初の答弁と違うねん、な。いま言うてくれはった。駅舎を改修した場合はどうするんやと。じゃあスロープつけられるよということ踏まえながら近鉄と交渉するということをやっておっしゃっていただいたな。そんでええと思う。それでええと思うねん。それいつ行ってくれんの。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

近鉄、協議につきましては、毎年促進協議会を定期的を実施しておりまして、年明け、いつも例年でしたら1月、2月ぐらいにはそういった近鉄の交渉をする、地域要望ということをする予定をしております。その地域要望ということの交渉の中でですね、現在、竜田川駅につきましても昨年の要望書も出ております。そういったことも、近鉄さんの方も御存じだと思いますので、そこら辺につきましても、1月、2月、ちょっといま現在、日程は決まっておられませんけれども、その定期交渉の中では、そういった交渉も、要望も含めてしてまいりたいと考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

自分やったらな、定期やで、よう聞きや。毎年やってる定期的な交渉のとき。僕言うてるのは、そんなん言うてない。僕言うてるのはそう違うで。毎日利用してはんねで。勘違いしたらあかんで。毎日利用してはる。お年寄りの方も利用してはんねん。利用せねばならない。病院へ行きたい、行くのにあれ乗って行って王寺行って、そこからいろんな病院行きたい。また生駒行ってねとかいろいろ行かはんねん。そんな方が毎日のことやねん。生命かかってんねん、言葉は大げさじゃないけども。それを定期的なところで要望していくって、これまた何か知らん、危機感を感じておられないというんで悪いけども、何でその竜田川の駅だけそんなん差別すんのって言いたくないで、利用者は。それは馬本さん言うてはんの当然ですと。お金どんだけかかる、近鉄の負担どんだけ持つ、それは別として、まず駅舎を改修し、そこら辺の関係、いろんなもしもひょっとした駅前開発につながるような形になるかもわからへんて、それは知りませんで、別やで。そのようないろんな構想をしながら近鉄と常に交渉していく、それが行政たる責務、責務やでというふうに私は理解してんねんけどな。そうせねば、私ね、私は竜田川の駅利用する場合があります、近くやからね。それはもう私はまだ健常者やから階段登れます。けれども、お年寄りにとって、障がい者にとってやっぱり体の弱い方にとっては大変なんですよ、あの階段。だから、課長いまおっしゃっていただいたように、再度改めて確認しますけども、駅舎を改修並びに全体的な構想としてスロープを設置するというを近鉄に早急に交渉しに行くということで認識してよろしいですか、理解してよろしいですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの再質問にお答えいたします。

現状の竜田川駅の構造では、実際問題もうスロープ、あの階段の奥につけるというのは基本的には難しいであろうということで、駅舎そのものを改修していただけないか、そういったことも含めまして近鉄との交渉につきましては、できるだけ早く日程調整、可能な日程、いま現在いつというのは申し上げられませんけれども、早急に日程を調整いたしまして、その辺の要望につきましては、近鉄に伝えてまいりたいと考えております。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

これ要望ちゃうで、勘違いしたらあかん。これは公正公平なる住民の、利用者の立場やで。そしたら南のほうの人はええのかいな。なんで8自治会が要望署名までしはんの、暑いときに、8月から9月に。1, 894名の署名や。そこでや、交渉していただくということは一歩前へ進んだ。そこで財政的なもん、俺出てくると思うねん。先ほどの話やないけどな。近鉄は平群町さんが全部持ってくればあったら結構ですよとか、それはわかりませんが、どうおっしゃるのか。いやいやうちの半分持ちますわ、いや6、1協定で何ぼ持ちますわって、いろんな、またあると思う。

そこで町長お聞きします。4駅の中で竜田川の駅だけが駅前開発も何もなし、現状もそのまま旧態依然のまま、前の道路は狭いです。毎日の通勤、通学並びに病院へとか買い物へ行っておられる方、たくさんおいでになります。大体平均で22年度かな、23年度かな、大体2, 200人ぐらい、一日平均乗降客がおいでになるということらしいです。そこで、町長、近鉄行ったらおそらく財政的なもののお話もあると思います。その点、町長にお聞きいたします。一定の部分、全額とかそんなん私はわかりません。一定の部分は、町として竜田川駅に町の財政を、改修についてスロープ設置並びにそういういろいろもろもろについてお考えはございますか。

○ 議 長

町長。

○ 町 長

竜田川駅のですね、現状につきましては、私もこれは一つの課題であるというふうに認識いたしております。そういった中で、課題が平群町にはたくさんございます。そういった中で、全部を同時にやるということは、なかなか難しいことがございます。そこはですね、この駅の改修の交渉につきましては、近鉄とのやり取りの中で、町としてどれだけの財政負担が必要かどうかはまだ全くわかっておりませんので、そういった中で検討してはまいりますけども、議員御質問のとおり町が一銭も出さないということでは解決しないと思いますので、その辺は認識いたしております。時期とか、そういったことにつきましては、よく近鉄と交渉する中で、そして、また財政状況を見きわめながら進めていかなければならないというふうに考えております。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

町長、そこがあかんねや。財政状況を見て、僕ね、たくさん課題あると思いますねん、平群町ね。もう1回ちょっと課長言うで。これ緊急課題なのか、それとも、いや普通の一般的な優先順位をつけられるような課題と思っておられるのか、どっちですの。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

緊急課題かどうかと言いますと、これはいつまでも先送りできるような課題ではないかと。ただ、先ほども町長の答弁にありましてとおり、財政状況を見きわめながら、その中で町全体としての優先順位をつけていただかなきゃならないと、近鉄の利用、4駅の利用ということで関しますと、ほかの駅に比べますと竜田川駅につきましては、利便性がほかよりも悪いということにつきましては、緊急性が高いと考えておりますが、町全体の優先度につきましては、それは町長のほう、町全体のほうで考えてまいりたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

課長、そこまでの答弁しか言われへんやろう。けれどもな、緊急課題ということは認識していただいておったらええねや。町長、もう1回だけ聞かせてな。いろんな財政状況を見据えながらって、緊急課題に俺、財政状況を見据えながらってという言葉イコールっていうようになるんかな。例えばどっかの災害で道がね、要するに崩壊したとか、道が通行どめになってたとか、緊急で行かんなんわけや。お金は後でよろしいよって、先、撤去しましょう。僕はそのぐらい竜田川の駅は認識してますよ。僕らある程度健常者やったら、ぽんぽんぽんと階段乗るけどね、なかなか大変ですぜ。やっぱり障がい者の方並びにお年寄りの方ね、あの階段っていうけど大変ですもん、町長。せやから、財政状況を見据えながらってわかって、それはようわかりますけどね。こんなん緊急課題ということで、ひとつ町長取り組んでくれへんかな。その点、再度御答弁いただけますか。いや、取り組んでいただくことによりね、町長、勘違いしやんといただきますや。地域の住民並びに利用者については、安心できるんですよ、ひとつ。近鉄とこうして取り組んでいただいと。これね、町長、国はね、国先ほど僕言うたようにね、もう1回読みますけどね、これ町長よう聞いてくださいや。国の基本、バリアフリー法に高齢者、障がい者等の移動等円滑化の促進に関する法律、バリアフリー新法っていまできてますねけど、の規準に該当しておりませんが、竜田川いきまっせ、国の基本方針では、基準には該当しなく

でも地域の実情に鑑み、利用者数のみならず高齢者、障がい者等の利用実態を踏まえ、可能な限り実施して、これ国に言うてるんですよ、これ、国。私言うてん違いますよ、これ。私ね、はっきり言って、きょうこの竜田川のスロープについてはまた言うで、3月議会も。こんな私には緊急と思てんで。毎日使うてはんねもん。町長ね、緊急課題というふうに認識いただいて、財政上の問題には、財政を見据えながらとおっしゃっていただく。それは、立場上はわかります。けれども、平群町もお金を出す意思があるということ、町長ここで答弁していただきました。それは間違いないですね、町長。間違いないですね。はい、わかりました。今村総務防災課長につきましては、早急に近鉄のほうへ交渉しに行くと言うていただいたということで、今村課長、ひとつよろしくお願いを申し上げます。ちょっと私もこれで一歩進んだんじゃないかなというふうに思います。この問題、質問についてはこれで結構です。はい、続いてお願いいたします。

○議 長

4点目、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、4点目、小中学校にエアコン設置をという御質問にお答えさせていただきます。

御質問の中にもありましたが、東小学校につきましては、今回の大規模改修工事の機会を生かして、空調機器としてエアコンを普通教室、特別教室、特別支援教室の全室に設置することとしました。設置することによりまして議員からも以前より御意見をいただいておりますように、特に夏場の学習環境が格段に向上することとなるというふうに期待をしております。その他の小学校、中学校につきましては、必要性や緊急性の度合いを見ながら学校からの意見、要望に基づき特別教室を中心にエアコン設置を順次導入しているのが現状でございます。教育委員会としましては、他の小中学校へのエアコン設備につきましても、同じ町で同じ教育を行う上での教育環境の公平性を保つため、エアコン設備導入の必要性や、またそれによります教育的効果も期待できるものと認識しております。が、その一方、まだまだ予断を許さない町財政の現状を考えますと一度に全ての学校への導入ってというのは困難であるというふうに考えております。現在、他の小中学校施設整備で老朽化が進んでいる状況もありますので、今後、施設の老朽化を精査をしていきながら、東小学校と同様な大規模改修工事を行う際には、今回の東小学校での成果、研修も踏まえ、エアコンの全面改修に向けた対応について前向きに検討し、教育環境の充実化を図っていききたいというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

まああの、特別教室と言いますかな、特別支援教室や、そして音楽教室、そういう教室については、今後、エアコンを入れていくという御答弁をされたように思います。それはそれでしていただいたら結構かなと思います。しかし、私の質問はそうじゃないです。私の質問は、各小学校に学習環境の改善を図るために、普通教室等へのエアコン設置をすべきと提案しましたということでございます。これは、全ての学生にとってよい学習環境を、平群町は公正公平、公正平等に提供する責任があるという趣旨で質問させていただいたわけですけども、今度、平群、いま東小学校、まだ東小学校でございますので、大規模改修に伴ってファンヒーターを、都市ガスによるファンヒーターの設置を設計されておったが、エアコンのほうが安価ということでエアコンに切りかえていただいたということは、これはもう高く私は評価をしております。これはもう感謝しております。けれども、北小学校、中学校、南小学校については、まだいま言うたように老朽化した暖房施設がございます。扇風機、一つの部屋に2台という普通教室の対応もされております。そこで、いま答弁されましたように、大規模改造をもって国の補助金並びに起債対応をもって、その当時に、そのときにエアコンを設置していくというふうな見解を述べられたように私は理解してますねけど、再度改めてそれでよろしいですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

いま申されたとおり、大規模改修工事が今後、計画を立てていくことになると思うんですけども、そういったときには全面エアコンについての検討につきまして前向きに考えていきたい。そのときには、今回の東小学校の成果、検証なんかも踏まえて対応、検討をしていきたいというふうに考えています。

○議 長

馬本君。

○12番

大規模改造でっせ、改修ちゃうで、課長。大規模改造されたところは、北小は体育館、中学校は校舎をやって、一部校舎をやっていただいて、まだ校舎残ってる、大規模改修は。そこでね、これきつい質問かもわかりまへんで。優先順位はどう考えてんねん。これはきつい質問やで。1発にできないとおっしゃったでしょう。全部中学校一つと小学校2校全体にはできませんよと。しかし、

特別教室の特別支援学級並びにね、一部音楽室に入っていないところはエアコン入りたいと思ってますと。しかし、あとは大規模改造の事業をもって補助金並びに起債をもって対応していきますと、こうおっしゃったわけ。ということは、中学校、北小、南小学校、一緒にできませんわな。その同じ年度にはな。それだけのこと一緒にやられます。それとも優先順位をもってやられますか。まず、そこから聞きますわ。中学校、北小、南小、これ一緒に例えば26年だったら26年度、27年度よろしいわ。27年度一緒にやります。いえいえ違いますと。一つずつやっていきますとっておられるのか、その点どっちですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

はっきりとは言えないですけども、基本的には、いま現状を考えますと一緒にやるというのは、財政的に含めて不可能というふうに思ってます。

○議長

馬本君。

○12番

それは、西本課長おっしゃるとおり、理事おっしゃるとおりと思いまっせ。財政状況を見ると3校一緒に、一発にできません。ということは、一定の優先順位ならばどっからされるんですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

これも正式な回答にはならないかもわかりませんが、大規模、今後、中長期的に大規模改修を具体的に計画することにおいては、現時点では正式ではないですけども、今後の児童生徒数の状況推移や老朽化の、施設の老朽化の状況を鑑みながらということで、教育委員会としての一定的な判断としては、中学校、北小学校、南小学校というふうな順になってくるのではないかなというふうに考えます。

○議長

馬本君。

○12番

中学校、北小、南、それでよろしいんでっか。いまちょっと早う言はったから、ちょっと聞き漏らしてんけど。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほど申し上げましたように、今後の児童生徒数の推移の状況や老朽化の状況を鑑みたら、そういう中学校、北小、南小というふうな順番になってくるのではないかなというふうに委員会としては思っています。

○議長

馬本君。

○12番

ようそこまでおっしゃっていただいたっていうことは、入れるということ、大規模改造に基づいてエアコンを入れますよという意味を示していただいたなというふうに私は評価してます。今後、正式ないまの答えではないということで、教育委員会の見解としては、次は中学校、大規模改造残っている一部やって、生徒数並びに老朽化した暖房機器等を鑑みて中学校やりますよと。その次は北小やりますよと。南小は一番新しく建築されているわけ、57年かな、何かそこら辺に建築されてると思うんやけど、昭和の。せやからそういう形の順位を教育委員会では正式ではないけど、理事としての個人的な考えかもわからへんけども、思っておられると。それはさておいて、エアコンを大規模改造を早くしていただいて計画つくっていただいて、エアコンを入れていただいて、そして、子どもにとって学習する上においては、よりよき環境の施設を改修していただくことをお願いを申し上げます。

この質問はそれで結構です。ありがとうございます。

○議長

5点目、政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員の5点目の質問にお答えをさせていただきます。

集会所の新築、増改築等の支援制度の拡充をとるところでございます。集会所や自治会館は、それぞれの地域における一番身近なコミュニティー施設としまして、単に会議や集会を行うだけの場所ではなく、子どもから高齢者まで幅広い方が地域行事や福祉活動などにも積極的に利用されておられるというふうに認識をしております。

また、今日、防災意識の向上により各地域で自主防災組織の結成が進む中、地域防災計画に示されております一時集合場所として集会所や自治会館が位置づけをされていることを踏まえ、有事の際は、地域における一義的な避難施設としての利用が予想されるところでございます。

また、議員お述べのように集会所の新築や増改築については、町も補助規定に基づき大字自治会に対して補助を行うとともに、少しでも多くの補助金が受

けられることを念頭に置きながら、県や関係機関への働きかけも積極的に行っているところでございます。

しかしながら、集会所を新築する場合、仮に町や県の補助を受けたといたしましても相当な費用を大字自治会が負担されること、ひいては町民の方の負担につながる事となっております。現在、町の補助規程といたしましては、地域活動やコミュニティーの助成を図るための補助規程と、住みよい福祉のまちとしての福祉活動の育成を図るための補助規程ということで、二つの補助規程を設けております。それぞれの規程の定めによりまして大字自治会に対して補助を行っているというのが現状でございます。

奈良県におきましても、東南海地震の発生による被害が予想される中で、地域の防災拠点となる集会所が一定の防災機能を備えた施設に新築改造される場合において、地域の防災活動の育成を図るための補助規程ということでございますが、貴重な御意見を賜りまして調査、研究を今後してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

ということは、集会所の設置に伴う補助規程並びに福祉の助成事業に伴う補助規程制度の増額改正はしませんよと。新たに防災機能を持った補助制度の創設はどうですか、これもしませんかという認識でよろしいんですか。改めてここでもう1回聞きますよ、どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それぞれ補助のやり方というのがございます。いま申し上げましたように調査研究をしてまいりたいということでございますので、基本的には、その辺の補助金のあり方みたいなものについての調査研究、また先ほど議員の質問の後段のほうでございました、いわゆる補助規程の考え方というのについても今後研究をしてまいりたいというふうに考えております。そういうことも含めて、今後、地域の自治会施設、いわゆる集会所施設というものがどのような防災機能を持った施設として考えておられるのか。また、どういう機能が必要なのかということも含めて、町の方では調査研究をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

逆や。答弁逆や、言うこと。地域の方がね、どのような防災機能を持った施設がええとかいうことを考えてやるか、考えておられるかとかいうことをいまおっしゃった。逆や。行政がこういうふうな防災計画をしなさいというのが普通やんか。それと調査研究、これ有事きょうあるかもわからへん、あしたあるかもわからん。これはもうわからない、人間誰もわからないことや。いまは、僕の言いたいのは、コミュニティーの図る助成金300万ありますよ。福祉の関係は200万ありますよ。今度は防災の関係で新たに設立されたらどうですか、これ目的をね、きちっとした補助規程になるん違いますか。いま集会所建設されている、新しくされたところは、コミュニティーと福祉のまちづくりで両方申請されてるでしょう。今度、防災機能を持った関係で新たにそれ設立されたって、何の支障もない。それこそ目的が、これ目的がきちっとする。ようできた目的基金やな。これね、何を調査研究されるかわからない。何を調査研究されるのか。というのはね、さっき、この議会でもきのうもそうやったな、一般質問出たように、集会所というのは、自治会にある集会所並びに公民館というのは、一時集合場所であって避難所にもなる。その避難所が、一時集合場所が崩壊したらどないすんの、崩壊したら。それはもう別として、今度、そこで避難所となったら何日間、そこで暮らさはんねで。これ広域の避難所、福祉避難所で一旦言うてはる避難所、これ三つあんねやろう。僕言いたいのは、集会所も避難所ですよということを言いたいねん。新しく、今度もしも新しく新築、改築、そういう場合は多額なお金、はっきり言うて。住民に負担かけるわけやんか。地域の住民。だから、そのためにも福祉のまちづくりしましょうって、コミュニティーの場から福祉の補助規程できたん違うの。できたん違うの、そういうことやろう。今度いま防災大変や。今回一般質問大分皆出してはるやん。それについての一時集合場所、ここについて避難所へも行かれへん、広域なところも行かれへん。まして福祉施設の避難所も行かれへん。どこにいるの。一時集合施設にいるんやろう。避難所になんねやろ。それ何を調査研究するの。僕言うてることおかしいこと言うてる。いや、おかしいこと言うてるんやったら、おかしいですよと言うてくださいや。何でってね、住民にはね、自主防災組織をつくっていただきたいって皆言うてるん違うの、地域には。な。そこで橋本参事さん、ちょっと後でちょっとお尋ねいたしますけどね、橋本参事さんの一遍御見解をお聞きしたいねけどね。自主防災組織って何ででけたの。どこが本部となるの、基本的に有事あった場合。ちょっと教えて、もう1回。地域でやで、地域で有事あった場合、まずどうすんのって聞いている。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

自主防災組織につきましては、共助のかなめとしまして、その地域地域で地域住民が地域住民を守るという立場でですね、地域が中心となって立ち上げてもらいまして、地域の安全、住民の命を守ってもらうということで活動しております。

○12番

本部どこにありますの。本部の場所。

○総務防災課参事

本部と申しますか、各自治会、自治会の中で自主防災組織を立ち上げてもらってますので、本部は自治会の中にあると考えております。

○議長

馬本君。

○12番

苦しい答弁やな、参事。基本的には集会所や。せやから一時集合施設やんか。字のごとくやんか。何でそんな答え言われへんの、そういうことやろう。一時集合して有事のあった場合、一時集合施設へ皆寄りなさいというのが集会所やん。書いてあるやん、マップに、その。書いてない。そこでね、参事別として、今度理事ね、これ町長に聞いてええんかな、どこに聞いてええんかな。これね、総合のね、宝くじの財団法人自治総合センター1, 500万、これコミュニティーセンター補助事業や。これ宝くじの事業や、これ、な。字のごとく宝くじやで、当たらへんかったらどうするの。いや、もしも申請された方がやで、今後やで、今後の話ですよ。いまされてんかされてないんか知りませんよ。これ当たらへんかったら800万。実質ね。例えば3, 000万4, 000万の建てるの800万、これ自治会員もようけいたはる会員の地域と、少ない地域いろいろありますやん。けれどもね、こんなん言うて悪いけどね、4, 000万で800万やったら何ぼ出しますの。極端に言うて。ちょっとよそ調べたらね、1, 000万出してる町もあんねん。いや、ほんまにありますね。そこは財政よろしいがなって、それは見方いろいろあるけども、大浦君。もう1回言うて。ごめん。調査研究って何すんの。具体的に言うて。もう1回教えて。くどいようやけどお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今回、御質問の中で、集会所の施設補助ということで、いま既存の制度があるということにつきましては、御質問なり、また私、御説明申し上げたところでございます。今回、新たに防災というふうな位置づけの中で防災機能を持った自治会館並びに集会所といった施設について何らかの補助を行っていくべきではということでの御質問の趣旨かなというふうにまず理解をさせていただいております。その中で、いろんな補助の出し方というか、補助金を出すに当たっての行政内部の手続というのもございます。そういった中で一定調査研究をさせていただきたいというふうなことをまず申し上げたところでございます。そこでまず何になるのかということなのですが、いま申し上げました二つの補助規程、いわゆるコミュニティーという部分での集会所にかかわっての補助規程並びに福祉のまちづくりという部分での補助金の交付をさせていただきます規程というのがございます。当然、いま議員お述べになられたように、防災という切り口観点の方から新たにその防災の施設整備に伴う自治会、集会所また大字の集会所というものがそういうふうな機能を持った、持つべき集会所に増築、改築、新築される場合については補助を出すという部分を含めて、俗に言う3本立てと言いますか、コミュニティー、福祉、防災といった3本立ての補助規程をつくるものなのか。それともいまある既存の補助規程の中でそういった防災の文言を盛り込んだ形での規程を整備していくものなのかというものについて一定調査研究をしてまいりたいというふうに答弁をさせていただいたところなのですが、ちょっと言葉不足のところがございます。

○議長

馬本君。

○12番

ということは、三つはいいよと。二つでいいよ。だからこれ研究する、これ増額するという意味にとるで。新しくこれできるということは、これも増額や。そうやろう。いや、そういう認識でいま言わはったように私とるで。いやいや、いや違うよと。いまのままで二つだけでええねんど、もうこれ一切いらませんということはないと思う。せやから、内部で、内部の手続云々で、複数やったら補助規程あかんのかいなど、そんなん関係あらへん。これはナンセンスや、私にしたら。本当にその有事のあったときに一時集合施設並びに避難所となるその館を建設される、改築される、地域の方に対する負担、ほんまに住民の生命、財産な、一定な、やっぱり対応するのが本意違う。ましてこのようなこんなときに、いろんなときに、地震30年以内に南海トラフが来るん違うかという想定やで、60%か先ほど言うた70%ぐらいあるという、国が言うてることやねけど、そんなときにね、内部でね、その目的基金じゃないけどね、3本

立てが正しいのか、いや2本立てを増額すべきやというほうがええのかというふうな内部の調査研究していくというふうにとりましてんけども、間違いですかと言うてんねや。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

御質問いただいております防災という部分では、当然こういう災害というのはいつ起こるかわからないというふうなことは、もう当然我々行政としても認識をしております。ただ、事務の一つの手順と言いますか、一定仮の補助金をお出しするという部分になりましたら、何らかの根拠というのにも必要になってまいりますので、そこを2本がいいのか3本がいいのかという議論になりますが、そういうことも含めてやはり包括的に検討をしていくべきであろうというふうに考えておるところではございます。ただ、お述べのように、防災の必要性、また自治会の集会所に対してのそういうふうな機能整備という部分については、当然行政としても必要だというふうな認識を持っておりますので、そこも含めた上で調査、研究してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

ということは、前向きにとらせていただいてよろしいんですね、それだけ確認しとくわ。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

一定、私、集会所の担当でありながら、また財政のほうも担任をさせていただいている立場で、なかなか非常に予算負担の係るものについて、なかなかここで即答という部分ではいかないところでございますが、必要性は十分に感じた上で、今後検討してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

あのね、大浦君ね、私はこれ本会議場や、真剣勝負や、これ。ほんまやで、遊び違うで、これ。住民の信託受けた議員や、皆付託受けた議員12人や。真剣勝負や。そんな頼りない返事でええ。そこでや、町長、どうですか。何やっ

たら副町長でも。

○議 長

副町長。

○副町長

先ほどからるる御指導、御鞭撻いただいている内容については、私どもですね、やはり今回、東日本の反省も踏まえてですね、やはり避難所機能の充実というのは、当然私どもも必要だというふうには考えてございます。それが財政上の理由でというのは、議員お述べのとおりですね、なかなかそういう話ではないだろうというのも当然私どもも理解してございます。あとは肝心なのはですね、どういう形で制度を充実させていくかということについてはですね、技術的な話かもしれませんが、私どもにしばらくの間、調査研究の時間をいただきたいというふうに、かように考えてございます。必要性については当然十分に認識しておりますし、前向きに何とかやっていきたいというふうには思っておりますので、そういうところで御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

わかりました。いま副町長おっしゃったように、コミュニティーと福祉のね、どちらかそれはわかりませんが、増額するかもしくは3本立てにするか、前向きに検討するという御答弁をいただいたということで認識しておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。また改めて今度定例議会で聞かせていただきます、この件については。この件はこれで結構です。

○議 長

馬本君の質問の途中ですけれども、55分まで休憩をいたしますので。

(ブー)

休 憩 (午前10時40分)

再 開 (午前10時55分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

6点目から答弁、お願いします。健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、議員御質問の6点目の人間ドック助成の充実の質問についてお答えいたします。

議員お述べのとおり、平成25年度より助成額を増加し、年齢も拡大したことで総合検診受診申請の件数も増加しております。国保加入者の方々には、好評をいただいているところであります。コース複合利用についてですが、先ほど申し上げましたとおり、今年度より総合検診事業助成の拡充を図ったことから、平成25年度の決算状況を見た上で加入者の健康保持は重要な事項であります。よって今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

馬本君。

○12番

課長、ありがとうございますときますわ。というのは、いま課長がね、25年度決算を見た上、加入者の健康保持増進を重要な事項として今後の検討課題とするということを御答弁いただいたということは、26年度はいたしませんよと、26年度の9月に決算されるわけやけど、その状況を見た上で1年に1回しか、1コースしか選択できないことを複数にするように住民の加入者の方の健康のことは一番重要視する事項でございますので、検討課題とするということで、前向きな御答弁をしていただいたということで、27年度に向かつての課題ということで前向きにやっていただくという認識にとってよろしいですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

先ほど申し上げましたとおり、当然、まず加入者の方の健康保持というのは非常に大事でございます。医療費というのも非常に増加しておるといってもございますので、それにつきましては、先ほど申し上げましたとおり検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長

馬本君。

○12番

いや、構わへんから、検討してくれるの結構やから、前向きに検討していただくということで、私とらせていただいてよろしいですかと、いや、そう違いますやったら違いますと言ってください。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

当然そういうふうな形で検討させてもらうということで思っておりますので、御理解のほうよろしく申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

ありがとうございます。そしたら、25年度の決算を見た上で加入者の方の、国保の加入者の方の健康保持増進や重要な事柄でありますので、27年度に向かって前向きに検討するという御回答をいただいたと思います。というのは1億9,000万ほどの基金ございますので、ひとつその点、本当にありがとうございますと、より一層住民の健康保持増進のためにこの人間ドックの助成制度のより一層な加入者に対して広報的な活動をしていただきますようお願いを申し上げます。

この質問はこれで結構です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、7点目の道の駅トイレの御質問にお答えをいたします。

御質問いただいております道の駅に設置をされている公衆トイレは、道路事業として平成11年に駐車場の一部とトイレの建設を奈良県のほうで実施をしていただいたという経緯がございます。また、トイレの維持管理につきましては議員が述べていただいたとおりであります。地域振興センターと管理委託を提携しまして1日1回の清掃、2回の点検を行っております。御指摘のとおり当該トイレにつきましては、建設から14年経過をしており、確かに建物や設備危機も含めて老朽化をしており、部分的な改修も必要な時期に差しかかっているということにつきましては、十分に認識をしておるところでございます。

今後につきましては、具体的な手法や維持管理のあり方も含めまして県とも協議をする中で方向性の検討をしていきたいと考えております。いずれにしましても当該施設は平群町最大の集客を誇る活性化センターに併設をしており、イメージを損なうことにならないように利用者の立場に立ち、利用者が安全で快適に利用できるような施設を目指して前向きに取り組みを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

前向きに取り組んでいただいてという御答弁をいただいて結構かなと思います。この道の駅については、繁田議員は私と一緒に6期でございますので、道の駅できた過程はよく御存じと思います。これ何をいまから言いたいかというのは、いま県と協議をしていただくということを今度は事業費負担の関係のことをちょっと言いたいです。というのは、道の駅の地域に農地法の抵触される土地があったわけでございます。そのときに、県のほうのときに、県からある次長さんが平群町の助役さんという形で来ていただいて、非常に農地法の法的な、違法をされた地域の鑑み、そこへ道の駅、農業構造改善事業として道の駅を持ってこうという考案、いろいろ議会でもされて、道の駅が建設された経緯がございます。

しかし、国道168号線の国道の中で一応調べますと、国道の敷地内にトイレをあるというところが奈良県下調べますと、主に西山間並びに西吉野とか、そこから水越峠ですか、あの二上山と葛城さんの峠とか、主に山間部の国道の敷地内にトイレがございます。平地にトイレあるところは本当に少ないです。皆無と言っても、この市街地に、国道の中の敷地内にあるのは、調べた結果、本当にありませんというぐらい少ない。それと道の駅自身も12カ所、奈良県下でございます。その中で国道168号線に隣接、例えば国道に隣接しているところは主に山間部のところに道の駅、皆さんあるの御存じと思います。平地のところで言いますと二上のところにあるんですけども、国道、一応中へ、西のほうへ入らなければならない。當麻町のところにあります。けれども本当に168号線のところへ隣接する道の駅というのは、12カ所調べた結果、平群町、大和路へぐりだけでございました。

あえてこれ言いたいのはどういうことかと言ったら、平成11年7月27日、その当時の柿本知事さんと一定の道の駅設置に関する協定書を結ばれております。その当時の町長さんは、中筋弘町長さんでございます。平成11年7月27日、そこで具体的にこのトイレについては、大規模、大規模な改修については一応県と一定やりますと、維持管理等の費用負担区分ということが覚書の形で取り交わされております。今回、県といろいろ課長も今後いろいろと交渉していただけるもんやと思いますけども、非常に難しいのは、どこまで県にお願いしたらいいのかというのが非常に難しい選択になってくると思います。例えばおトイレもいまの現状は和式、普通いま和式はあんまり考えられませんわな。洋式に今度変えていくとかいろいろ方法はありますやろ。けれども、こうなってきたら大規模になってくるし、また今度公共下水におそらく来年度でっか、

ぐらいにまた公共下水に編入される予定も持っておられると思います。そういう公共下水の編入云々については、おそらく県と協議されて、県のほうから一定の国道の中走りますんで、県が御負担いただけるもんやと私は思っております。けれどもね、今度いまやっぱり南の玄関でありますし、魅力あるおトイレというのは非常に集客力が道の駅にとってありますんでね、どこまで改修してええのかというのは非常に疑問視する点もありますけども、まずにおい、臭気ですね、それと暗い。夜は暗いですね。そこら辺も今回どこまでの改修していただくのか非常に財政的なもんを見据えますとね、課長、非常に突っ込めない、僕自身が突っ込めない、これ以上突っ込めないという部分がございます。というのは、いままで道の駅が平群町、これだけ近畿はもちろん皆さんに道の駅利用していただく平群、この道の駅がこのように活性化センター有名になったのも、いままでの平成11年にこういう過程、いろいろの過程をもって先人方が努力していただいた結果なんでございます。

しかし、そのトイレは、先ほど僕も言いましたけど、ここに僕の言うた答えは出ると思います。普通、パーキングエリアとかいろんなどこへ、道の駅へ行きますと、おトイレは施設の両端もしくは中にあるわけでございます。真ん中にあるトイレというのは、おそらくないでしょう、道の駅で。それは国道168号線の中にあるトイレでございます。道の駅のトイレではありません。この認識を持ってやればね、非常に苦慮していただいて平群の道の駅活性化センターを誘致していただいたなというふうに先人の助役さん並びに先人のその当時の町長さんには、私は敬意を、14年たちますけども、また柿本知事においても敬意を表したいと思っております。よって、この道の駅については国道168号線の敷地内にあるやないかと。せやさかいに県が維持管理すべきやというふうな基本でございますけども、協定書が結ばれている以上、平群町も一定、これ持たなければならないという義務づけをされているわけでございます。それで課長ね、どのように、一般質問を出しただけやから、まだ10日に出しただけやから、まだ1週間ほど前に出ただけやから、まだ云々とかいうことは言われへんけども、一応まず現地調査行っていただきまして、こことここと改修しやんないかんなど。前向きな御答弁いただいているんやから。そこで、やっぱり県とのいろんな絡みもありますんで、平群町としてできるだけのことは僕はしてほしいなど、いまこうして道の駅ということ、平群の名前売れたんやから、これもいま言うたように先人のおかげと思っています。感謝してます。その点、町でできるところは、町で極力お願いしたいなというのが僕の考えでございますねけど、その点どうですか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

再質問にお答えをいたします。

確かに要するに県との協定につきましては、議員がただいま述べていただいたとおり、平成11年7月27日に締結をしておるということで、そのときにも、そのトイレの負担区分の定めというのが一定は記載をしております。町の負担の中でトイレ内部品の修理、取りかえ等々、要するにあまり多額な費用が発生しないものについては町で行うという、そういった取り決めになっているということでございますので、これにつきましては、建設当時の経緯も踏まえる中で、また、県との信頼関係、そういったものを保ちつつ、町でできることは町で行っていくというスタンスで取り組んでまいりたいということで考えております。多額な費用負担が発生する、そういった改修につきましては、県とも相談をする中で今後、改修計画、そういった考え方も整理をしてまいりたいなというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

僕はそれが要するに課長、そこまで言うていただいてわし感謝しているわ。やっぱりな、県との信頼関係はなくさんといてほしいと思う。要するに県との信頼関係は、ここの国道168号線、この改修だけ違うんやからね。いろんな部分について県にまたお願いし、また御協力もいただかんなん点多々ありますんで、そこは県と信頼関係をなくさんように一日も早く、ちょっと臭気します、また暗い、イメージのちょっと悪いね、失礼やけども14年たってますんで、ひとつ解消をお願いしたいなというふうに思います。喜ばれるような、魅力あるトイレでより一層集客のあるトイレにもなって、また道の駅がより一層活性化することを御祈念申し上げます。

以上をもって私の一般質問を終わります。長々えらい議長ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問、これで終わります。

発言番号10番、議席番号11番、繁田君の質問を許可いたします。繁田君。

○11番

それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。きのうも他の議員の方から地域防災計画についての質問がありましたが、私は、防災面については2点通告をいたしております。

まず1点目、災害時における職員の活動体制と訓練についてお尋ねをいたします。

災害が発生したとき、または発生するおそれのあるときに備えて本町では、地域防災計画を策定し、災害活動体制を整備しています。職員の勤務時間内における活動、また時間外においても迅速に災害活動体制を確立するために職員初動マニュアルも作成をされています。昨今、災害時にあつては、自助、共助、公助と言われ、本町でも自主防災組織が結成されている地域も15地域となり、防災意識が高まっております。しかし、不幸にして大規模な災害が発生した場合は、やはり公助、行政の力に頼らざるを得ません。最近の新聞記事にも1995年1月17日に発生をいたしました阪神淡路大震災に関する記事が掲載をされていました。明暗を分けた首長の初動ということで、災害時の対策本部長である市町村長がいかにか早く本部を設置し、指揮命令ができるかが被災者の救助や救援あるいはまた復興に大きく影響を及ぼすという内容でありました。なるほどしかりとうなずける記事でありましたが、同時にトップの指示を受けた職員の皆さんがどれだけの確に行動できるか、それが住民の生命、財産を守る大きな要素となってまいります。

そこで、お尋ねをいたします。本町では定期的に訓練を実施し、動員や配備、任務分担、災害時の活動手順、資機材の使用方法、他の防災関係機関との連携方法等について周知徹底を図ると地域防災計画の35ページにあります。訓練実施の実態についてお聞かせをいただきたいと思っております。あわせて災害警戒体制における指定職員の動員伝達や指定場所の確認等も平素からの訓練が必要かと思われませんが、この指定職員云々については、同じく地域防災計画の93ページに掲載をされていますが、どのようにこの点について取り組んでおられるのでしょうか。具体的内容をお聞かせいただきたいと思っております。

防災計画の2点目は、指定避難所との協定についてお尋ねをいたします。

被災した町民または被災のおそれのある場合、町は一時的に学校や公民館等の建設物に町民を収容し保護するものとなっております。現在、本町が指定している避難所は15カ所あり、そのほとんどが町の公共施設で、民間の施設を指定避難所としているのは大和平群簡易保険者加入者ホーム、これいわゆるかんぼの宿と言われている施設と、市民生活協同組合奈良コープ、椿井にありますディアーズコープ竜田川の2カ所です。本町は、これら2施設と災害時に町民の避難所として受け入れていただけるように、当然、協定をされていると思っておりますが、改めてその協定の内容に関して確認をしたいと思っております。それぞれどのような協定になっていて協定書の有効期間または継続についてもどのような取り決めになっているのでしょうか。

2カ所の指定避難所へは、一応収容される町民の方の住居が決められています。どの地域の方がここへというふうなことも表になって明記をされていますが、その該当する各地域と町並びに指定避難所の3者による協定内容の確認なども必要ではないかと思われそうですが、この点についてもどのように対応しておられるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

大きな3点目は、平群町地域生活支援事業実施要綱の全部改正についてお尋ねをいたします。

本定例会の議案とともにこの要綱の全文が議会に示されました。本年12月1日から既に試行されていますが、まず全部改正に至った経緯と目的を説明していただきたいと思います。

次に、少し細かいことになりますが、条文の中で何点かお尋ねしたい部分があります。まずは、町内で活動する障害福祉団体等に対する補助金の交付について、これは第7条から第13条に明記をされていますが、この件に関しては、当該団体に対して制度の周知を図っていかれることと思われそうですが、周知は既にされているのでしょうか。

3点目、聴覚障がい者等で身体障がい者手帳の交付を受けた者と条文にあります。手帳を保有していない人でも必要に応じ、手話通訳者や要約筆記者の派遣をお願いしたいという御要望を聞いております。手帳の保持が要件となるのはどういう理由によるのでしょうか。

4点目、手話通訳者要約筆記者の派遣対象には、公的機関等における行事等と明記をされていますが、先日の町政説明会、タウンミーティングには、要約筆記はついておりましたが、手話通訳者はついておりませんでした。町政説明会は、上記に言う公的機関等における行事の要件には入らないのでしょうか、お尋ねをいたします。

5点目、第20条に庁舎内に手話通訳者を配置するとあります。今後、この配置に関してどのような予定になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

6点目は、第44条、移動支援事業とありますが、この移動支援事業とは、具体的にどのような内容を指すのでしょうか。また、利用範囲が社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動とあります。ここで言う余暇活動とはどのような活動を指しているのでしょうか、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

以上、大きく分けて3点について質問をいたしました。理事者側の簡潔で明瞭な御答弁をお願いいたします。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

それでは、1点目のですね、職員の訓練の実施の状況でございますが、災害が起これば全職員は公助のかなめとして災害対策に当たらなければなりません。地域防災計画に基づき、職員初動マニュアルを作成し、災害発生に備えた取り組みを行っています。本年9月には、生駒郡総合防災訓練が当日天候不良のため、やむなく中止となりましたが、前日のリハーサルでは、生駒町4町の職員、消防団、西和警察、西和消防署、自主防災組織、日赤奉仕団に参加をいただき、一通り実施をしました。また、11月には、若葉台自主防災会との共同で避難訓練を実施しました。今後はですね、職員を対象に大災害を想定しました図上訓練や避難誘導訓練などを実施してまいりたいと考えています。

それから、2点目の災害警戒態勢における指定職員の動員伝達や指定場所の確認等、どのように取り組んでいるかでございますが、職員参集につきましては、災害の種類により規定をしています。地震につきましては、震度により自主参集でございます。震度4なら予備動員で30人体制でございます。震度5弱なら1号A動員で57人体制となります。気象警報につきましては、警報が出れば予備動員で自主参集でございます。近年の災害の状況を見まして、平群町で警報が出ていなくても近接する生駒市、三郷町、斑鳩町で警報が出ておれば自主参集をしています。そして、小規模災害が発生することが予想されると警戒本部で判断をした場合、1号A動員と順次動員をかけていきます。この場合は警戒本部より動員の参集をかけます。参集につきましては、メール配信システム等を活用しました参集メールで動員伝達、指定場所を配信し、速やかに参集し、災害対策を行います。本年度もですね、台風の接近に伴いまして気象警報が発令され、夜間に職員が参集し、防災パトロール等を翌朝まで実施をしました。それで情報収集を行いました。

以上でございます。

○議長

繁田君。

○11番

少し質問を、再質問をさせていただきたいと思います。9月に郡の総合防災訓練があったということで、前日のリハーサルは、私も自主防災組織を結成している自治会の一員として参加をさせていただきました。いろいろ細かい手順を一つ一つ確認しながら粛々と進められていて、残念ながら当日は雨天のため、天候不良のため中止になってしまいましたが、やはりこういう訓練っていうのは非常に有効なものかなというふうに思います。

それと、11月10日でしたかね、若葉台自治会の自主防災組織と共同で訓練をされました。この点については、何回か自主防災組織も含めた訓練を繰り返していく中で、大分こう皆さんの行動も一々マニュアルを確認しなくても、多分予定ですから、前日にきちっと手順は確認されているんだと思うんですけども、一時避難所に集まられて体育館、中学の体育館に集められて避難所の運営会議ですか、それも素早く設置をされているような班ごとに的確な指示が出てということも最初の訓練から比べるとかなり手際よくされていたように印象として残っています。また、こういう機会にAEDの使い方とか担架の使い方とか、そういうことも実際に若葉台以外の自主防災組織の方々も来られてて、普段、担架はあるけれども組み立てたことがないという人が、そういう機会に実際にやってみることによって、もし災害が起こったときにも慌てないでできるという、そういう形で訓練ができたことは非常によかったと思います。

指定職員さんの場合も、いま御答弁聞きますと、先日の台風接近時には、参集して防災パトロールをしていただいたということで大変御苦勞をかけていると思います。ただ、大きな災害が発生する場合は、予測できない、台風の場合でしたらある程度気象情報によって予測はできるんですけども、阪神淡路大震災とか東日本大震災のような突然災害が襲ってくる場合というのがほとんどですね、大規模災害の場合は。いま起こるかもしれないし、あした起こるかもしれないし、1カ月後かもわからないんですけども、予定されていた訓練ではなくてですね、突然参集がかかった場合、突然、災害が起きた場合にどれだけ職員の方々が動けるかというのは、これは把握しておかないといけないと思うんですよ。災害本部長である町長は、平群町内にお住まいやし、比較的役場に近いところにお住まいやから、すぐ本部は立ち上げられると思うねんね。阪神淡路大震災の経験から首長さん、市町村長さんは、なかなか庁舎からあんまり遠いところには居を構えないというふうになってるみたいなんですけれども、肝心の職員さんが動いてくれなければできないわけですよ、救助も救援も。だから予定された訓練ではなくて、想定外にどれだけ参集できるか。どんだけの時間、その参集するためにどれだけ時間を要するか、何人集められるか、集まった人がどれだけ動けるかということを日ごろから訓練しておかないといけないと思うんですよ。その点については、町としてはですね、どういうふうに考えておられるのかなと思うんですが、その点についてちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

大きな災害が起きましたら職員も被災します。そのときにですね、どれだけの職員が集まれるか、また時間がどれぐらかかるのか等把握することは非常に大切であると考えています。議員御指摘のとおりですね、参集訓練は非常に重要であると考えていますので、前もって訓練実施等を伝えずにですね、抜き打ちと申しますか、等ですね、メール配信システムを活用した参集訓練を行っていきたいと考えております。

○議長

繁田君。

○11番

阪神淡路大震災の直後は、何回か抜き打ち的な訓練があったというふうに聞いていますが、もうあれから19年ですか、たつ中で、そういうこともだんだん薄れてきてるんでね、これぜひこの点についてはきちっと取り組んでいただきたいと思います。時間、人数、それによってどれだけ動けるかっていうのは、マニュアルに書かれている以外のことやけど、実はそれが一番大事なことで、この点については、きちんと取り組みをしていただきたいと強く要望しておきます。

次、2点目お願いいたします。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

それでは、2点目でございます。2点目の1項目めの協定の内容と有効期間についてお答えします。かんぼの宿、大和平群につきましては、屋内外における避難場所の提供、浴場を開放しての入浴の提供、炊き出しを中心とした非常食の提供、その他可能な協力となっております。原則として7日以内を上限とするとなっております。有効期限につきましては取り決めがございません。また、ディアーズコープ竜田川につきましては、避難場所として利用することについて協定をしています。原則として7日以内を上限とするとなっております。有効期限は1年間で、3カ月前までに申し出がない場合は延長していくこととなっております。また、物資供給に関する協定も交わしており、必要とする物資の供給を受けることが可能となっております。

2点目の地域と町と指定場所の3者による協定内容の確認が必要であると考えているかどうかという点でございます。2施設の指定避難場所と平群町とは協定内容の確認はできております。また、必要に応じて協定の内容も変更も可能であると考えていますので、協定内容につきましては、今後も協議をしてまいりたいと考えています。地域の住民の皆様につきましては、指定場所について周

知を図っていきたいと考えています。万一災害が発生しまして指定避難場所へ避難された地域住民の方々が安心して避難生活ができるよう、また、できるだけ不自由がないような協定内容にしてまいりたいというふうに考えてますので、よろしくをお願いします。

○議長

繁田君。

○11番

ありがとうございます。かんぼの宿もですね、ディアーズコープ竜田川も営業しておられるところなんですね。そこが平群町にこういう形で協力をしていただけるということは、かなり私としてはまあまあ敬意を表しますというか、感謝の念を表したいというふうに思うんですが、物資の確保につきましては、ディアーズコープさんは、商業施設ですから物品に関しては、いろいろ備えておられます。必要な物品を避難の方が、避難されている町民の方が使用された場合は、それに応じて当然、協定の一方であります平群町が負担をするということになっていると思うんですが、かんぼの宿の場合は、食材にしる物資にしても当然、予約されているお客さんの分は確保されていますけれども、こういう大災害を想定して、普段から備蓄をしておられるということは多分ないと思うんですね。この地域防災計画の中の備蓄状況を見ましても、4小学校、中学校、それからスポーツセンター、幼稚園、役場についてはですね、各備蓄品が備蓄をされているんですけれども、これも相手のあることですから、かんぼの宿と協議を重ねていく中で、もし備蓄ができる余裕があるのであれば、備蓄をさせていただくということも協議をしていただけたらなというふうに思うんですが、その点はどういうふうに考えていただいているのでしょうか。

それと、毎年更新については、ディアーズコープさんは毎年、かんぼの宿については、通告がなければそのままいけるということなんですけど、かんぼの宿については、特に期限を切っていないということなんですけれども、やっぱり民間の施設さんですから、当然責任者の方が何年かに1回かはかわられると思いますので、当然、引き継ぎはされていることと思いますけれども、念のためというか、さらに町のほうで確認をとっていただくように、これは要請をしておきます。

それとあと訓練への参加ということなんですけれども、この2施設の関係者の方については、避難訓練等々にいままで参加していただいているのかどうか、ちょっと記憶がないんですが、今後ですね、避難訓練、誘導訓練あるいは防災訓練等々があるときには、ぜひこういうところにも声をかけていただいて訓練に参加をしていただくような要請もしていただきたいと思いますけれども、この点

については、どうでしょうか。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

えっとですね、災害備蓄品の分散備蓄ということでございます。平群町ではですね、防災備蓄倉庫がございしますが、分散備蓄に取り組んでおりまして、各小学校、中学校とか分散備蓄に取り組んでいます。この分散備蓄につきましてもですね、今後まだほかの避難所等もございしますので、できるだけ分散できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

それとあとかんぼはですね、有効期限を切っておりませんので、また今後ですね、支配人等もかわられるということですので、定期的にですね、この協定の内容につきましてはですね、協議をしてみたいというふうに考えております。

それから、3点目のですね、今後の訓練についてですね、かんぼの宿とかディアーズコープさんにもですね、参加をしていただきたいということですので、これからの訓練についてはですね、参加をしていただけるように要請等してまいります。

以上です。

○議 長

繁田君。

○11番

日ごろの訓練というのがいざというときに生かせると思いますので、ぜひその辺も要請をしていただいて、御協力いただけるように平群町のほうから働きかけていただきたいと思います。

それと、あと一つ言い忘れたんですが、先ほどもちょっと述べましたけれども、この二つの施設については、避難される対象地域というのが指定をされています。かんぼの宿の場合は、上庄で、大和平群ホームですね、ホームにいらっしゃる方、少ないと思うんですが、上庄台、月見台が一定対象地域で、ディアーズコープ竜田川さんの場合は、竜田川団地、北信貴ヶ丘が一応対象地域というふうになっています。各自治会も毎年役員さんがかわられますので、役員さんのほうにもできたら避難所、こういう形になっているということを少し情報として伝えていただいたらなというふうに思いますので、今後、よろしくお願いいたします。2点目については以上で結構です。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

平群町地域生活支援事業実施要項の全部改正ということで出させていただきました内容について、6項目にわたって質問を頂戴しました。うち私どのほうでは4項目、4番目のタウンミーティングにかかわっての部分については省きまして、それ以外の5項目について答弁をさせていただきます。

まず、1番目の地域生活支援事業要綱の全部改正に至った経緯についてということでございます。平成25年度4月より障がい者総合支援法が施行され、5月に国の地域生活支援事業実施要綱が改正をされました。市町村が実施しなければならない必須事業が新たに追加をされました。また、個々の事業名につきましても改正をされたところです。新たに追加された必須事業につきましては、理解促進研修啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、手話奉仕員養成事業、これは、平群町は以前から同一名称で実施をしておりますが新たに追加されました、の4事業でございます。

次に、名称が改正された事業ですが、コミュニケーション支援事業が意思疎通支援事業というふうに改正をされました。このほかの大きな改正点につきましては、法改正により難病患者が障害福祉サービスの対象となり、主な内容として日常生活用具の給付項目に別の制度であった難病患者日常生活用具の項目をつけ加えたところでございます。さらに、手話通訳者設置事業も今回の町要綱の改正で創設をいたしました。

今回、全面改正ということになりましたが、主には法改正がなされたことにより今回新たに追加された事業も含めてございますし、過去5回の一部改正により要綱全体がわかりにくくなってきたということもございました。そういうことを踏まえて条文の配置と文言の整理もあわせて全部改正とさせていただいたところでございます。

次に、2番目の障害福祉団体等に対する補助金交付の周知についてです。

新たに自発的活動支援事業が必須事業として設けられたものでございます。当該事業についての周知はまだできておりません。今後、具体的な事業対象例などをお示しをして、広報等により周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3番目の御質問、手話通訳者、要約筆記者の派遣に際して身体障害者手帳の保持が要件となる理由ということで聞いておられます。これについては、手話通訳者、要約筆記者の派遣を含めた地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき実施をされています。同法では、身体障がい者を身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者というふうに明記をしております。具体的に申せば、身体障害者手帳の交付を受けた者というふうに定義をされていることか

ら、身体障害者手帳の保持を要件というふうにさせていただいたところがございます。

次、飛びまして5番目の手話通訳者の庁舎内配置予定でございます。

設置時期については、現在のところ明確にお示しはできない状況でございます。しかしながら、手話通訳者の設置については、その必要性和重要性は我々も十分理解をしているところでございます。現在、職員研修ということで聴覚障がいを持った方と少しでもコミュニケーションを図れるよう、手話奉仕員養成講座を受講し、また月2回ではありますが、手話通訳者の方に役場で待機をしていただいて対応しているところでございます。行政機関での困難な手続や相談等を行うに当たっては、手話通訳者もしくは手話通訳士レベルの資格を有する者が必要であるというふうに考え、また、権利擁護の観点からも手話通訳者の配置は必要というふうに考えているところでございます。

以上を踏まえ、手話通訳者等の設置については、少しでも早い段階で実現できるよう努めてまいりたいと考えていますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、6番目の項目ですが、移動支援事業の内容と利用範囲の余暇の具体例についてでございます。まず、移動支援事業の内容についてですが、簡単に申せば1人では外出できない障がいを持った方が、主に公共交通機関を利用して社会参加するため外出する際にヘルパーが付き添い見守るというサービスでございます。

次に、余暇活動の具体例についてですが、イメージとしては映画観賞、買い物、文化講座、トレーニングジム、講演会、博覧会等への参加を想定をしていました。判断がつきにくい場合については、これまでもそうですが、個別勘案をして対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、繁田議員の大きな3点目の4番目ということで、手話通訳、要約筆記の方々の対象事業ということで、町民説明会、住民説明会が入っておったというふうな御質問でございます。まず、町政住民説明会につきましては、町の主催事業であり、手話通訳者並びに要約筆記者の皆様方の派遣事業であるというふうに、まず認識はしております。経過を申し上げますら平成20年度より町政住民説明会への手話通訳の方、要約筆記者の方の派遣を依頼をしております、御協力をいただいているところでございます。今年度につきまして

も従来どおり手話通訳者の方、要約筆記者の方の派遣依頼を11月13日なんですけれども依頼を申し上げたところでございます。その結果、手話通訳の方につきましては、所要の人数というのが必要であるということで、そのちょっと確保というのができなかったことから、今回つけることができなかったというふうに至ったところでございます。

以上でございます。

○議長

繁田君。

○11番

まず、4点目のタウンミーティングに手話通訳が確保できなかったという、いまの答弁についてから再質問をいたしますが、平成20年度から要約筆記、それから手話通訳は常に派遣要請をかけてつけていただいていたという経緯があるわけなんですけれども、町のほうにいま一応社会福祉協議会に委託をする形で派遣事業をされています。ですから、当然最初は町の派遣制度を使っただけの依頼になると思うんですが、その際ですね、そこで手話通訳者が所定の人数確保できない場合は、県のほうでも手話通訳者というのは、派遣制度をとっています。町に制度がある場合は、当然町の制度を先に使うということになるわけですが、そこでの確保が難しい場合は、県のほうに依頼をかければ県の派遣センターのほうで必ず手配をしますので、まずそういう方法をですね、とっていただきたかったなというふうの一つ残念に思うわけなんですけれども、それと、もう必ず公共的機関における行事等に手話通訳者と要約筆記者をつけるということになっているわけでしたら、広報にもそういうことを明記していただきたいと思います。あらかじめタウンミーティングだけではないんですが、行事等の日程が決まった。それ広報で周知をする、その際に、要約筆記、手話通訳者がついていきますということを明記していただいたら参加する方も参加しやすいと思うんですね。特に手話通訳を必要とされる方は、町内には、人数的に言うたら少人数なんですけれども、要約筆記の場合は、昨今やっぱり加齢に伴って耳が聞こえなくなっている、聴力が落ちてきている方々は、会場でも見受けられますが、要約筆記のほうのスクリーンを見ておられます。ですから、必ずつけるということと、必ずついていきますということを広報に入れる。これは、今後きちっと取り組みをしていただきたいなというふうに思いますので、その点については再度の御答弁をお願いしたいと思います。

それから、障害福祉団体に対する補助金交付についてということで、まあまあ周知はしていないが、これから周知をしていただけたということなんです、実はこの要綱の全部改正を拝見したときに、これ随分この要綱大変だったろう

など思うんですね。これだけ網羅をしてきちっと整理をするということは。ですから、職員さんの御努力には本当に敬意を表したいなと思うんですが、これだけきちっとまとまったものを住民の方々に知っていただかないことには、せっかくの制度も利用していただけないわけですから、福祉団体に対する助成金の補助金の交付も含めてですね、この要綱の中身は住民の方々にわかりやすいように、これもあわせて周知をしていただきたいと思いますと思うんです。以前に生活便利帳みたいなものがあった、それは多分行政全般のサービスを網羅されていたと思うんですが、そういう形になるか、ならないかは別にして、この制度を住民の方々が使いやすいように周知をするためのツールも考えていただきたいと思います。この点についてもちょっと答弁をいただきたいところです。

それから、その手帳の保持ということなんですけれども、これは法に障がい者の規定があって手帳を保有している者ということなんで、ある面、やむを得ないかなというふうには思うんですが、ただ、今回の法律の改正によって難病等で手帳の取得ができない一定の障がいのある方には、福祉サービスを提供するというふうに法の精神ではなっております。聴覚障がいの場合でも、先天的な聴覚障がい者の場合でしたら、早いうちから手帳を取得されているんですけれども、加齢に伴って聴力が落ちてきた場合、あるいは突発性難聴とかいう場合はですね、なかなか手帳を取得しがたい部分もございます。そういう場合は、やはり障がい手帳を、聴覚の場合、聴覚だけでしたら2級、一番重い手帳で2級なんです、2級とか3級に準ずる方についても、このサービスの利用については制度の運用と言いますか、運用上準ずるという方についても使えるようにしていただきたいなというふうには思います。特に、難病の方の日常生活の給付については、そういう条件を付している部分もあります。ネブライザーなんかの支援用具の部分については口腔障害3級以上または同程度の身体障がい者と認められる者というふうなただし書きがあるわけですから、ぜひともこういう形での運用も考えていただきたいと思います。

手話通訳の派遣事業について言えば、第20条の2項で身体障がい者手帳の交付を受けた聴覚障がい者等と本町内においてコミュニケーションを必要とする者という一文が書かれています。これは、聴覚障がい者とコミュニケーションを必要とする健常者であっても派遣依頼をかけるというふうに読みかえができると思うので、この点については、この条文を入れていただいたことについては評価をするものでありますが、手帳を保持に関しては、運用面で何とか派遣をやっていただけないかと思うので、その点については再度の御答弁をお願いしたいと思います。

それから、手話通訳の設置なんですけれども、設置というか、ここでは配置

という表現になっていたと思うんですが、配置、設置どちらの表現でもいいと思うんですけども、やはり手話通訳者あるいは士については、ちょっと国家資格になるんですけども、その専門性を持った手話通訳ができる手話通訳者あるいは士をきちっと配置していただくということは、法の精神にのっとってですね、これは障害者基本法の改正によってですね、基本的人権を共有する個人としての尊厳ということが明記をされているわけですから、聴覚障がい者がいつでもどこでも手話通訳を通してきちっと意思疎通ができるということの保障を当然やっていかなければならないわけですね。職員の方が養成講座を忙しい中、受講していただいて、非常に熱心に学んでいただいているということは承知をしていますし、評価もさせていただいているところなんですけれども、現在のように通訳者が月2回待機という状況になればですね、聴覚障がい者はその通訳者が待機している曜日と時間にしか役場に行けないという、逆にそういう状況をつくってしまいます。普通の健常者の場合はですね、いつでも自分が必要とするときに役場に行って必要とする手続なり何なりができるわけなんですけれども、聴覚障がい者にもそれと同等の環境整備、保障をしていかなければならないというふうに思います。少しでも早く実現できるようにということなんですけれども、この現在月2回の派遣ではなくて設置という形で、これはもう早急に取り組みをしていただきたいと思うんですが、来年度からやっていただけるように検討していただいているのかどうかについて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

そうしましたら、まず4点目のほうの町民住民説明会の手話派遣についての再質問にお答えをさせていただきます。

まず、町のいま現在のところ、手話通訳の方、また要約筆記の方の依頼というのは、社協のほうで窓口になっていただいて対応をしていただいているところでございます。いま議員お述べいただきましたように、県のほうでもそういうふうな派遣事業というのがあるということをお聞きしましたので、今後その辺については、町だけの派遣員さんにも限りがあるかと思えますので、その辺の事前調整と言いますか、そういう派遣も含めて対応できるような形で、ちょっと社協さんともいろいろと協議をさせていただいて、今後、そのように対応させていただきたいというふうに考えております。

2点目の広報への掲載というところでございますが、基本的に町主催で要約筆記さん並びに手話通訳さんの派遣をいただくような事業につきましては、若

干まちまちではございますが、いままでもそういうふうな掲載もしておったような行事もございますので、今後、そういうふうな派遣のある町主催の事業につきましては、基本的にやっぱり広報でも掲載するよということと対応してまいりたいということと、あわせて関係課のほうにも指示をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

一部は政策推進課と重なる部分もあると思うんですが、住民への要綱、制度改正に伴う周知ということとでございます。これは当然これにかかわっての当該の皆さんに周知をしていくということと広報あるいは7町共同になるかもわかりませんが、周知のためのチラシ等も含めてつくっていきたいというふうに考えているところです。

それと、手帳の保持が要件とされているということなんですが、これも議員も先ほど御指摘のとおり、本来法律でそういうふうに明記されているものを要綱でいやそうじゃないですよというふうには表現もできません。原則的には、こういうふうに対応させていただきます。しかし、いままでもそうですが、議員が境目と言いますか、微妙なところで手帳がとれないという方も含めてあるということについていろいろお話しされました。そのことについても以前からも一定状況を把握し、お聞きとりをしながら、その要望を受けて個別相談に応じながら対応できるものについては対応してきたという事実も含めてございますが、これからも基本的には、そういう姿勢は貫いていきたいというふうに考えております。

次、月2回の設置ではなしに常設ということでの再質問でございます。これについては、おそらく次の段階で、ここ2年以内に設置が義務化されてくるというふうな今の情勢からは判断をしておりました。そのことを想定しながら、決まりましたよ、じゃあそこから探しますよという話には、こういう資格、経験の持っておられる方についても限られておりますので、それを想定をして早急にやっぱりそういう人材を確保していくという方向で取り組みを進めていきたい。ただ、現時点で予算編成まだしておりませんので、はっきり返事としては申し上げることはできません。26年度当初からというのは、ちょっとわかりません。できるだけ早くこの実現については努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長

繁田君。

○ 1 1 番

いま予算編成時ですから、やりますということは多分言えないとは思いますが、ただ、せっかくこういう形ですね、要綱を全部改正されて、きちっと日常生活の支援も含めてあるいは意思疎通支援事業も含めて、現にもう平群町、そういう点では進んでいると思うんです。平群町社協への委託という形ではありますけれども、各種奉仕員さんの養成とか、それから点字点訳での広報の発行とか、派遣事業も含めて非常にきちっとこの間もですね、委託ではありますけれども、着実に取り組みをされているということは評価をされていると思うんです。こういう形で今回、新たに整理をしていただいたわけですから、これを一つでも早急に実現していただけるように、これはもうその福祉課だけの問題だけではなくて全庁的な問題やと思うんで、職員の皆さんがそういう意識をきちっと持ってですね、実現していただくようお願いをしておきたいと思います。特に、予算編成に当たっては、町長もこういう事業について理解を示していただいて、財政苦しい、苦しいというばかりではなくてですね、住みよい福祉のまち、平群町のために心を払っていただきたいということを指摘しておいて質問を終わります。

○ 議 長

繁田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号 1 1 番、議席番号 4 番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○ 4 番

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問いたします。お疲れだと思いますが、町長を初め当局の皆様には質問に真摯に向かっていただくことを冒頭お願いしまして、質問に入ります。

まず、最初は、町内の近畿自然歩道の活用についてお尋ねします。

近畿自然歩道は、当時の環境庁の長距離自然歩道構想に基づき、各府県がルートを設定してルートの整備、コースの案内板、道標、トイレなどの整備を平成 9 年から行い、15 年に完成し、全線開通したと聞いております。町内の整備は、平成 12 年、13 年行われたようであります。この路線は太平洋及び瀬戸内海と日本海を結び、和歌山県、奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、三重県、福井県、鳥取県の 2 府、7 県を通り、総延長 3,258 キロメートルで、そのうち奈良県内は約 250 キロとなっております。

この自然歩道の整備目的は、四季を通じて手軽に楽しく快適に歩くことができるようにテーマを決めて、1 日コースを設定し、この歩道を歩くことで多様な自然に触れ合い、自然の中で培われた地域の歴史や文化を認識できるように

なっております。県内には、5ルートがあり、平群町には金剛生駒ふれあいルートのうち十三峠から南に稜線をたどり、雑木林の中からところどころ開かれたところから大阪平野の景色を楽しみながら高安山に至る生駒鳴川十三峠をめぐる道、高安山から信貴山の中心部を通り、久安寺、信貴山、三郷町の龍田大社を通り、JR三郷駅に至る高安山、信貴山をめぐる道。信貴山をスタートして信貴畑をくんだり、畑、果樹園、水田の中の道を榎原、越木塚、そして竜田川を横断して椿井、平等寺に進むと神社や古墳もあり、平等寺から山道に入り、白石畑を経て矢田丘陵を北上し、松尾寺、矢田寺を通り奈良市の霊山寺に至る矢田丘陵を越える道の3コースが設定されています。そこで、町内に既にある近畿自然歩道を町はもっと積極的に活用すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、昨年度作成された第5次総合計画やこのたび議員に示されました町観光基本計画との関連性はあるのでしょうか。また、整合性は図れているのでしょうか。私は、この近畿自然歩道のことを知りましたのは七、八年前、松尾山に参詣しました折、少し時間がありますので山に登りましたところ、稜線が近畿自然歩道になっていることを知りました。たしか道標やコース、案内板だけではなく展望台があったように記憶しております。県はこのエリアを矢田山遊びの森として整備しているかもしれませんが、本当にきれいに整備されておりました。また、議員になりまして年に数回、久安寺に行く折、フラワーロードから信貴畑の七倉から久安寺の入り口のところにはですね、三差路のところには、道標、標識だけでなくコース案内板が設置されており、たしか案内板にはコース概要、地図、そしてたしか信貴山か信貴山烏土塚古墳の石棺、道の駅の写真が載っておったように記憶しております。ここも近畿自然歩道になっていることを知りました。県が整備しているところは違うものだと感心したものであります。

次に、挨拶声かけ運動の推進についてお尋ねします。少子高齢化、単身世帯の増加、情報社会などの進展に伴い、人と人のつながりが希薄になり、家庭や地域の教育力が低下し、社会の安全性が損なわれている要因ともなっております。

そこで、地域のコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係と住みよい生活環境を築くため、子ども同士はもとより地域の大人たちが率先して出会った人に声かけする挨拶声かけ運動を推進してはいかがでしょうか。防犯という観点から見ても挨拶、声かけ運動は重要であります。挨拶を交わすことで相手の顔が確認できるため、不審者の立場からしますと目撃されているということで、犯罪抑止力を高める効果があると言われております。また、この運動

を進めてまいりますと、近年、社会問題になっております自殺、老人の孤独死、認知症の徘徊、DV、児童虐待、いじめ、ストーカーなどのさまざまな課題、問題を未然に防ぐことができるのではないのでしょうか。地域社会で思いやりの心を醸成し、豊かな人間関係を育み、明るく安全で住みよい社会が実現できるのではないのでしょうか。多くの自治体では、挨拶声かけ運動を推進しております。犯罪防止という観点だけでなく、青少年の育成にも効果があると言われております。大阪の交野市に至っては、地域福祉の観点で挨拶声かけ運動を展開しているようであります。県内では、間違いがなければ奈良県警が防犯の観点で挨拶声かけ運動、チャレンジ絆運動を推進しているようであります。我が町の菊美台自治会では、西和警察の指導のもと、向こう3軒両隣運動を行っております。

以上、2点が私の質問でございます。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、1点目の質問にお答えいたします。

近畿自然歩道は、長距離自然歩道構想に基づき議員お述べのように環境省により全国で8番目に指定され、平群町内については、生駒山、鳴川峠、十三峠をめぐる道、高安山、信貴山をめぐる道、矢田丘陵を超える道の3ルートが設定され、平成12年、13年の2カ年で奈良県により道標等の整備が行われ、維持管理がなされております。積極的な活用をすべきとのお尋ねですが、近畿自然歩道として整備されたコースは、基本的に既存のハイキングコースを整備されたもので、町内の近畿自然歩道については、奈良県が作成したガイドマップを希望される方々に配付しておるところです。矢田丘陵を超える道ルートのうち平等寺から白石畑までは近畿自然歩道により新規設定されたルートであり、これは椿井城の北側に位置しております。現在、椿井城保全活用協議会で今後の活用面から登城ルートの一つとして近畿自然歩道からのルート整備を検討するとされておるところです。

また、第5次総合計画、観光基本計画との関連、整合性は図られているのかとのお尋ねですが、総合計画の部門計画として位置づける観光基本計画の中で、広域ネットワーク対策としての基本的な考え方に近畿自然歩道等の名称は出しておりませんが、既に設定されているルートを連動していくと明記しており、その整合は図られておると考えております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

寺口課長ありがとうございます。町がですね、2,000万を使って観光基本計画を作成したコースと近畿自然歩道のコースはダブっていると、重複というか、それは網羅しているということなんですけど、そこで順次質問させていただきます。そうすると、近畿自然歩道にあって町のコースに入っていない生駒鳴川十三峠をめぐるコースは、町として魅力がないということでしょうか。

それとですね、町のコースと近畿自然歩道の違いは、一番の違いは行政区がまたがっているということだと思っんですね。当然、県がつくったことですから当然だと思っんですけれども、それはちょっと町だけの観光という観点じゃなくて、やはり連携してですね、活用を図るべきではないかと思っんですね。当然、先ほど言いましたように環境庁の、いま環境省になっているんですけども、いや県が整備したということであれば、当然国なり県なりの維持管理、改修の補助金がつくのではないのでしょうか。

それとですね、私もですね、割と町内を歩くほうなんですけども、4コースですね、町が設定しておりますですね、千光寺・役行者修験道とかですね、中部コースの十三峠等業平ロマンの道とかですね、いろいろ四つコースあるんですけども、これ本当に道標だけで歩けます。地図を持って歩けます。町の作成した地図で歩けます。その辺のことちょっとお答えいただけませんかでしょうか。

○ 議 長

観光産業課長。

○ 観光産業課長

まず、歩道が町のコースしか入っていないと。あと行政区との連携はということでの答えですけれども、決して町のコース以外は魅力がないということ考えているわけではございません。現在、そういった国定公園の利用促進といいますか、中で大阪府と奈良県で隣接する生駒山系広域利用促進協議会というものを組織して、その中で国定公園の利活用を図るということはいこいこまっぷ等を作成して多くの方に周知しているというところでございます。

道標だけで歩けるかというまたお尋ねだった、きのうも山田議員のほうからお尋ねあったんですけども、ハイキングされる方、利用者の方が歩きやすいようにできるだけ対応はしていきたいというふうに考えております。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

ちょっと私の質問がまずかったかもわかりませんが、生駒鳴川十三峠をめぐる

る道がですね、近畿自動車道に設定されてて平群町のコースに入っていないのはなぜですかと。自然歩道ですね、ごめんなさい、自然歩道が入っていないのはなぜですかということがした。それと、維持管理費についてですね、国なり県なりの補助金がついているんですかというお尋ねしたと思うんですけど。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

生駒十三歩道が町内のコースとして入っていないということの質問でありますけれども、基本的に町内を、平群町が設定しているコースというのは、町内を、駅を起点とする形で一日でめぐっていただくということで3ルートを設定しておるところです。生駒十三歩道については、先ほども申しましたように広域利用促進協議会等によって周知を行っている。ただ、町内コースとして3ルートを平群町としては、独自に設定してPRしているというところなんです。あと維持管理の県等の補助ということでございますが、県が設置、自然歩道に関して設置した部分については、当然、維持管理がなされています。そのほかルートの草刈り等については、生駒十三歩道に関しては大阪府と奈良県の協定により県のほうで委託金というか、平群町に委託されて平群町からまた地元のほうに委託ということの補助ということで、その他のルートの草刈り等については、一定土地所有者なり地元管理というところとなっております。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。近畿自然歩道、生駒鳴川十三峠の入り口は、広域で運営している、そこでPRしていると。ただし、県に入っていないのが町に入っていないのは、最寄りの駅から行けないということで入れてないというふうに、広域で運用していただいているということなんでしょうけれども、私も先般一般質問を提出してから、十三峠から高安山まで歩きました。1時間ほどで行けるコースなんですけども、本当に稜線がありましたところ、本当に大阪平野が一望できる、OBPの高層建物とか最近できました阿倍野のハルカスが眼下に見えます。本当に眼下に見えます。皆さんも一度行かれたらいいと思うんですけども、そのことは別としてですね、そうすると近畿自然歩道には補助金が、維持管理費は出てないということなんですけどね。私、先般ある会でですね、御所市の高宮廃寺というところに行ったんですよ。そうするとですね、下見した連中は、途中の道が笹で覆われてたと。草刈りを市にお願いしましたところ、そこが近畿自然歩道に道になっているからということで、本番までに草刈

りをしていただいたんですね。そういうことは、県が整備したところであればこれ当然近畿自然歩道であれば補助金が出るように思うんですけども、その辺もう一度お尋ねします。

それとですね、地図のこと、私は道標だけで、地図で歩けるようにすべきだというふうに思うんですね。私もコース歩いたところですね、具体的に言いますと越木塚のとは本当に道に迷います。町もいろいろ地図をつくっておられると思うんで、これ近鉄さんがつくっておられる、多くの方御存じだと思うんです。これてくてくまっぷというんです。これはですね、ヒット商品です、近鉄さんの。これなぜいいかということは、コースの概要を書いてですね、起点駅から距離が書いているんですよ。道が迷わないように、どこへ行ったら目標物があって右へ回りなさい。ここには橋があります。石仏があります。こういうものを私つくるべきだというふうに思うんですね。あわせてですね、町がつくったですね、万華鏡とかいろいろあるんですけどね、やはりそれには、町が無理かもわかりませんが、食べる場所、観光ということであれば食べる場所、やはり泊まることも掲載すべきだと思うんですけども、その辺のことをお答えください。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

再々質問で草刈りの県の補助ということのお尋ねだったかと思えますけれども、先ほども申しましたように、基本的に県のほうで近畿自然歩道においては、ルート、旧のいわゆる里道等を指定したということになっております。通常、里道等については町道とかいろいろ管理形態がございますが、地元管理ということはまず基本でございます。ただ、十三峠から高安山までの生駒十三歩道については、大阪府と奈良県の協定によりまして奈良県が草刈りを行うと。十三峠から以北の部分については、大阪府が草刈りを実施をするということで取り決めがなされているところで、委託金という形で平群町に委託されているというところで県の補助金が出ているというところでございます。

地図だけで歩けるようにということの2点目のお尋ねであって、利用者が利用しやすいような形態にすべきということと、食べる場所とか泊まる場所の紹介ということのお尋ねであったかと思えますが、当然、そういったマップは必要と考えております。いま直ちにそういったことをということではないですけれども、将来的には、そういう地図を、マップは作成していきたいというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○ 4 番

補助金についてはですね、県が整備したところとか広域でやっているところは補助金が出るけども、維持管理費の費用は出ない。あとは町でやるということだと思っただけですね。それと、パンフレットについては、早急にですね、やはり観光という切り口であればですね、お金を落とすというだけではないかんですよね。お金を落とすというだけでは、やはり食べる場所であり泊まる場所だと思う。ハイキングに来られる方は、いつも申し上げているんですけども、ごみを放ったり、トイレの問題があって逆に出て行くんですよ。町内で私はいろいろ歩きますけども、そのエリアで物を買う人なんてね、お茶かジュースぐらいですわ。それにはですね、やはり食べることを重要視していただきたいと思っただけですね。私、先ほども申し上げましたようにですね、議員の中では割と県内を歩いております。自慢じゃないですが歩いております。町の観光資源を他の市町村と観光資源を比較するとですね、優位性は本当に限られていると思います、失礼ですが。私なら観光を重点目標、戦略的には、私は取り組まない、私であれば。お金を使ってもリターンが少ないと私は思います。私は、観光をメインに据えるのであれば、いつも申し上げておりますようにベンチマーク手法、これでぜひとも検証してほしい。これによってですね、本当の平群町の観光資源の優位性ですね、課題が見えてくると思っただけですけども、その辺のことを答えるのであれば寺口課長でも結構です、町長でも結構です、お答えください。

○ 議 長

一応、通告は自然歩道を利用するということでの活用ということで通告を受けております。それについては、質問また答弁ということで議論したところではございますが、最後には、それも含めた観光ということでもありますので、それは、その件については、もう簡単で結構です。簡潔にお願いします。はい、観光産業課長。

○ 観光産業課長

ただいま森田議員のほうで、私なら観光を重点施策としないということであったかと思っただけですけども、平群町としましては、いまある平群の持つ自然、歴史、史跡等を生かして観光施策として流入者を呼び込んで平群町の活性化を図り、人口の減少等に歯どめをかけにいくということでの施策として組んでおるところでございます。当然、一つの平群の持つ資源を有効利用してまちの活性化を図っていくということであって、かつ平群ブランドの展開によってそれらをさらに価値を資産化していくということでの位置づけております。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

私は、優先順位が低いということを申し上げたかったわけなんです、観光についてですね。観光をこのように、いま寺口課長のように戦略的に町が取り組むのであればですね、目標を明確にしてほしいと思うんですよね。何人町外から来てくれる。あるいは町にお金を幾ら落としてくれる、やはり私は数値目標が必要だと思うんです。お金をかけても来てくれない観光施策であればですね、やはりやるべきではない。優先順位は低いというふうに思います。やるのであれば組織の仕切りを超えてですね、横断的に横串を刺して有機的にダイナミックに展開していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ってください。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

それでは、2点目の挨拶声かけ運動を推進してはとの御質問で、私のほうから防犯の観点からお答えをいたします。

地域社会において出会った人に挨拶を励行することで地域の連帯意識を高め、犯罪抑止力が高められると言われていています。このことから、議員お述べのように警察署におきましては、地域で住民相互に声かけ運動に取り組んでいただくよう挨拶声かけ運動チャレンジ絆の推進がなされています。町といたしまして、地域住民の連帯意識と相互のきずなを深め、犯罪の未然防止につながるよう西和警察署とも連携してチャレンジ絆の取り組みを積極的に進め、挨拶声かけ運動が広がるように推進していきたいと考えています。

以上です。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

私のほうからも、いま関連いたしまして、議員御指摘のように人と人、地域の結びつきが希薄になっていることでいろいろな問題が発生していることは事実です。挨拶声かけ運動は、誰もがいつでも行える取り組みだと考えています。役場におきましても町長が先頭に立って全職員が実践をしているところです。また、民生児童委員協議会が数年前から毎月1回、全小学校前において一斉に子どもたちに挨拶声かけ運動を行い、あわせて通学時の安全指導も実践をいただいているところです。

また、地域コミュニティの再生、安否確認なども含めた、兼ねた取り組み

として社会福祉協議会、民生児童委員協議会が中心となって16地区でござい
ますが、小地域ネットワークの取り組みが行われています。さらに、この取り
組みの拡大、拡充に向けて町としても支援を強化していきたいというふうにか
考えているところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

城課長、塚本課長、ありがとうございます。私、平成23年9月議会です
ね、小さな親切運動の質問の中でですね、声かけ運動のことを申し上げた、取
り上げさせていただいたと思うんですけども、今回は挨拶をもっと積極的にや
ろうと、やるべきだということで申し上げているんですけどね。挨拶は人間関
係づくりの第一歩だと思うんですね。元気におはよう、こんにちは、は本当に
気持ちのいいものなんですね。世界共通だと思うんですね。東京オリンピック
の招致のおもてなしの一番は、私は挨拶ではないかと思うんです。皆さん山へ
登りますとすれ違った方にお互いこんにちはと声かけするのは、常識といいま
すか、普通であります。町としてもですね、城課長は取り組んでいきたいとい
うことなんですね。いろいろ小学校の見守り隊でそういうことをやっているとい
うことなんですね。具体的にどのように展開されると考えておられるのか。
庁内は当然じゃないですか。町長先頭になって、私はせやけども、町長みずか
らやっているとは私は思えません、挨拶を。私は思いません。その辺の庁のこ
とは、庁内のことはいいんです。私は、全町で運動を、こういう挨拶声かけ運
動を展開すべきだというふうに申し上げているんですけどね。その取り組んでい
ただけるのであれば、どんな手順で取り組んでいただけるのか、お教えてください。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

防犯の観点からということでございました。挨拶声かけ運動と言いますのは、
地域での取り組みというのが非常に重要なところでございます。先ほど申しま
したように、西和警察署がチャレンジ絆と銘打って推進されているところでご
ざいます。そういうところから自治会ぐるみで取り組みをしていただけるよう
なところも町としては推進していけるよう、自治会のほうにも働きかけをしてい
きたい、そのような考えでございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○ 4 番

すみません、議長、私どんな手順でですね、いろいろあると思うんですよね。やり方がいろいろですね、いまやっているようなことをもっと展開するとかですね、自治会に働きかけてですね、そういう自治会の連合会の際にそういうことをお願いするとかですね、チラシをつくってやるとか、そういうことをステップ的にどうされるのかというお尋ねしたつもりなんですけども。その辺のことをもう一度お答えできるのであれば。

○ 議長

町長。

○ 町長

議員が述べられたとおり、本当にこれは普通常識の問題でございまして、当然、やっぱり平群町で生活する者、互いにコミュニケーションを図りながら地域の発展を、発展といいますか、つながりを大切にしていくということでございまして、それぞれ町が、私がやりましょうなんて言わなかったって、それは各地域の自治会の皆さんがみずからやっておられることですね、先ほどから説明していますように、民生児童委員の皆さんもあるいはまた交通安全協会平群分会の皆さんも、それぞれの皆さんが議員おっしゃるとおりお互いのコミュニケーションを図る、あるいはまたそれが結果的には犯罪の抑止につながるということも含めましてですね、地域の皆さん、十分御理解いただいております。やっただいてというふうに思っております。おっしゃるとおり挨拶かけ運動がね、広がりますように推進をしていきたいというふうに思います。

○ 議長

森田君。

○ 4 番

ちょっと町長の答弁、ちょっとわかりにくかったんですけど、推進をするということでしょうね、全町でですね。やはりですね、自治会とか地域でやりなさいというふうに、これはほかの市町村でもやっているんですよね。全町挙げて、全市を挙げてやっているんです。私は、やらなかったら、全町でやらなかったらやらなかったで結構ですけど、やはり私はこういう運動をやるべきだと、ソフトの運動を。私はいままでですね、一般質問で全町運動についていろいろ取り上げさせていただきました。23年3月議会では、バイ平群運動をやりましょう。23年6月議会では花いっぱい運動をやりましょう。23年9月議会では、小さな親切運動をやりましょう。このたびですね、観光基本計画で花いっぱい運動を展開するというので、本当にやっとの感があります。手段は私と町のいまやろうとしていることは違いますが、提案して2年がたち、

役所も民間もスピードを持ってやっていただくことが大切だと思うんですね。それとですね、やはり平群町の財政規模から言ってですね、非常に財政が硬直化しております。あれもこれもできるわけありません。補助金が100%ついてるからと言って、後年維持管理費は町単費で賄わなければなりません。私は既成概念を打ち破りですね、ハード中心のまちづくりからお金がかからないソフト中心のまちづくりにシフトすべき、やるべきだと申し上げて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

教育長。

○教育長

挨拶運動、あたかも改めてスタートしてはどうかというふうな御意見だと思うんですけども、御紹介だけさせてもらっておきますけれども、先般の総代自治会長会議におきまして、教育委員会のほうから子どもたちに向けての地域の方々が挨拶をさせていただいていることに関して厚く御礼述べさせてもらいました。そういうことをきっかけにしまして全町で対子どもだけじゃなくて大人同士もにこやかに挨拶ができるようになればいいかなと、かように思っております。紹介だけしておきます。

○議 長

森田君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 0時34分)